

新型コロナウイルス感染症

に対する避難所運営要領



富士見市
令和2年6月策定
令和3年11月改定

○ はじめに

新型コロナウイルス感染症への対応については、令和2年4月7日に初めて緊急事態宣言が国から発出され、それ以降については、感染拡大と収束の波を繰り返し、令和3年8月から9月にかけては、いわゆる「第5波」と呼ばれるような爆発的感染拡大が発生しました。

こうした状況において災害が発生し、避難所を開設する場合には、手洗いや咳エチケット等の基本的な感染症対策を行うとともに、人が密に集まって過ごすような空間（密閉空間・密集場所・密接場所）を回避するなど、感染症対策に万全を期すことが重要です。

市では、内閣府などの国の機関からの新型コロナウイルス感染症に関する技術的助言や埼玉県の「避難所の運営に関する指針」の変更を参考にするとともに、健康増進センターからの助言を踏まえて、「新型コロナウイルス感染症に対する避難所運営要領」（以下、「本要領」という。）を令和2年6月に策定しました。しかし、新型コロナウイルス感染症の爆発的感染拡大が生起していることなどを踏まえ、県や医療機関の機能が十分に発揮できない状況においても市民の皆様の安全を守れるよう、災害時における自宅療養避難者への対応について追記するため、この度、本要領の改定を行いました。

本要領は、避難者等の感染防止に留意した避難所運営要領を定めたものであり、現行の「富士見市避難所運営マニュアル」を補うものとして位置付けているものです。

実際に避難所を開設・運営をする際には、本要領に基づき実施して参りますので、職員の皆さんは、内容について理解するようお願いいたします。

○ 構成

1 避難者への事前周知に関する事項

- (1) 自宅での垂直避難及び親戚・友人宅等への避難の検討
- (2) 避難所へ持参を依頼するもの

2 避難所の開設に関する事項

- (1) 避難所の開設について
- (2) 避難所のスペースについて

3 避難者の対応に関する事項

- (1) 避難者の受け入れについて
- (2) 避難者の継続的な健康状態の把握について

4 避難所内での対策に関する事項

- (1) 避難所内での感染防止行動の徹底について
- (2) 避難所の良好な衛生環境の確保について

5 避難所運営組織に関する事項

- (1) 町会・自主防災組織（地域住民）の役割について
- (2) 市の派遣する避難所運営職員の運用について
- (3) 避難所運營業務従事者の感染防護対策について

6 新型コロナウイルス感染症に感染した自宅療養者に関する事項

- (1) 想定状況について
- (2) 自宅療養避難者専用避難所の開設について
- (3) 自宅療養避難者専用避難所の開設基準について
- (4) 自宅療養避難者専用避難所における対応職員体制について
- (5) 自宅療養避難者専用避難所における避難者の受け入れについて
- (6) 自宅療養避難者専用避難所の施設復旧対応について

1 避難者への事前周知に関する事項

災害時に市民が適切に行動できるよう「避難行動判定フロー」を周知するとともに、下記の事項について周知する。

(1) 自宅での垂直避難及び親戚・友人宅等への避難の検討

避難所での密集・密接を避けるため、可能な場合は、自宅での垂直避難や親戚・友人宅等に避難するよう市民に周知する。

＜参考＞別紙①「避難行動判定フロー（内閣府）」

(2) 避難所へ持参を依頼するもの

日用品の共用での使用を避ける等の感染対策を実施するため、マスク、消毒液、ティッシュペーパー、体温計、日用品、敷物、毛布、食料（最低1日分）等については、各自持参することについて周知する。

2 避難所の開設に関する事項

(1) 避難所の開設について

市は、努めて多くの避難所を開設して、避難所の密集を防止する。水害時においては、洪水・土砂災害の被害の恐れが少ない全ての指定避難所の開設を基準とする。

(2) 避難所のスペースについて

避難所管理者は、避難所内の個室（教室等）を多く開放するなど、様々な方法で避難者の密集防止に努める。

① 避難所におけるスペースの確保

ア 努めて多くの個室（教室等）の開放

- ・ 避難所内での密集防止のため、できる限り多くの個室（教室等）を開放する。各小学校区においては平常時から避難所運営会議等において、使用できる個室（教室等）を明確にしておく。
- ・ 使用する個室（教室等）は、使用の優先順位を付与する。

イ 一般の避難者と感染の疑いのある避難者を隔離するためのスペースの確保

感染の疑い等がある避難者が待機するための個室を確保するとともに、入口や生活空間を分ける等、一般の避難者との動線を分け、両者が接触しないよう工夫する。

＜参考＞別紙②「各小学校レイアウト」

ウ 体育館内でのスペースの確保

- ・ 体育館での避難者の居住スペースを1人当たり4㎡を基準とし、各居住スペース間の距離（通路）を2m確保する。

- ・ 災害対策本部が避難所を開設すると決定した場合は、体育館内に10セット程度のパーテーションをあらかじめ設置し、避難者の避難状況により、順次増設して対応する。

＜参考＞別紙③「各小学校体育館レイアウト」

エ 個室（教室等）内のスペースの確保

- ・ 一個室（教室等）の受入数は、6名程度を基準とする。家族単位で避難をされた場合は、一個室（教室等）の受入数を10名程度とする。
- ・ その他、個室（教室等）の大きさにより、上記基準が適当でない場合は、避難所運営会議等において、適宜、受入数を決定する。

＜参考＞別紙④「教室使用の一例」

オ 避難所での収容能力を超えた場合の対応

- ・ 災害対策本部と連絡を取り、他の避難所へ案内する。
- ・ 車両で避難された方について、可能な場合は、天候が回復するまで、駐車場において車中避難に協力してもらう。
- ・ 既存の駐車場の収容能力を超えた場合、近隣の協力事業者の駐車場を使用し、車中避難に協力してもらう。それでも収容できない場合は、グラウンドの使用の可否について学校と調整し、許可が出た場合は、グラウンドに車両を駐車させ、天候が回復するまで車中避難に協力してもらう。

＜参考＞別紙⑤「駐車場・グラウンドの活用例」

② ゾーニングによる区割りの実施

- ・ 一般避難者と感染が疑われる避難者の生活スペースは、可能な限り壁とドアで物理的に離隔する。
- ・ 物理的に隔離できない場合は、ビニール等を使用して仕切りを実施する。（可能であれば、床から天井までを区切るよう着意する。）
- ・ 感染の疑いのある避難者の生活スペースの出入り口には、ポスターなどを掲示し、一般の避難者が入らないようにする。

3 避難者の対応に関する事項

(1) 避難者の受け入れについて

受け入れ時において、症状のある避難者の発見に努めるとともに、受け入れ当初から一般の避難者と感染が疑われる避難者を区別し、避難者間の感染を防止する。

① 受け入れ準備

ア 案内板の設置

避難管理者は、風邪等の自覚症状のある方と自覚症状のない方を受付前から分けられるよう案内板を設置する。

イ 受付の準備

受付に筆記具、「サーベイランス用紙」、「富士見市避難者カード」、体温計、清浄綿（使用した体温計の消毒用）、ごみ箱（ビニール袋を被せる）を配置する。

ウ 担当職員の配置

避難管理者は、受付職員、一般避難者対応職員、感染疑い対応職員、誘導等の職員を配置する。可能であれば職員により、受け入れの予行を実施する。

＜参考＞別紙⑥「サーベイランス用紙」

＜参考＞別紙⑦「富士見市避難者カード」

② 避難者の受け入れ

ア 感染の疑いのある避難者の受け入れ

避難所到着時に風邪等の自覚症状のある方は、当初から感染疑い避難者用の入口に案内し、感染疑い対応職員が対応する。

イ 一般の避難者の受け入れ

避難所到着時に自覚症状がない方は、一般避難者用の入口に案内し、検温及び「サーベイランス用紙」・「富士見市避難者カード」への記入を実施してもらう。この際、「サーベイランス用紙」のチェック項目に一つでも該当があった場合は、感染疑い避難者用の入口に回っていただき、感染疑い対応職員が対応する。

なお、接触型体温計を使用した場合は、備え付けている清浄綿を使用して本人に消毒を実施してもらう。

ウ 要配慮者の受け入れ

要配慮者であるかどうか、家族構成、車両等について確認し、要配慮者の方は家族を含めて個室へ案内、要配慮者でない方は体育館への案内を基準とする。この際、個室を使用する場合は、個室使用の優先順位に従い避難者を案内する。

＜参考＞別紙⑧「避難所到着時の避難者の行動」

＜参考＞別紙⑨「受け入れ時の判断フロー」

③ 感染の疑いのある避難者への対応

- ・ 感染疑い対応職員は、上記②の要領により受付を行うとともに、感染疑い用の個室に案内する。（現時点（令和2年6月時点）では、感染の疑いのある避難者一人に対して一部屋を基準とする。将来、個人用のテントを購入した後は、感染疑い用個室に個人用テントを設置し、同部屋で数名の感染疑いの避難者を収容する。）
- ・ 避難者管理者は、災害対策本部に報告し、保健師の派遣を依頼するほか、保健部局の指示に従う。

④ 受付における混雑緩和策

受付時の混雑を緩和するため、上記「サーベイランス用紙」及び「富士見市避難者カード」をダウンロードできるようにホームページに掲示するとともに、町会にあらかじめ配布し、避難所に避難する前にご家庭であらかじめ記入していただくよう周知する。

(2) 避難者の継続的な健康状態の把握について

避難所内における症状発症者（職員含む。）の早期発見に努め、避難所内での感染を防止する。

① 継続的な健康状態の把握

避難所管理者は、受付時に使用した「サーベイランス用紙」により、避難者の健康状態を把握する。実施時期は、毎日2回（朝7時及び夕方16時基準）とする。

② 症状が現れた避難者への対応

- ・ 感染疑い対応職員により、感染疑い用の個室に案内する。
- ・ 避難者管理者は、災害対策本部に報告し、保健師の派遣を依頼するほか、保健部局の指示に従う。

4 避難所内での対策に関する事項

(1) 避難所内での感染防止行動の徹底について

避難所管理者は、避難所において新型コロナウイルス感染を防止するため、主に個人で実施する基本的な感染防止対策を徹底する。

① 石鹸と流水による頻繁な手洗い実施の呼びかけ・確認（手洗い実施のタイミング）

①食事前②食材に触れる前後③トイレに行った後④オムツ替え後、
こどものおしりを拭いた後⑤病人の世話の前後⑥創傷の手当ての前後
⑦鼻をかんだ後、咳やくしゃみをした後⑧動物や動物ごみを取り扱った後⑨ごみを取り扱った後等

② 頻繁な手指のアルコール消毒実施の呼びかけ・確認

上記手洗い実施のタイミングに併せてアルコールによる手指消毒の実施に努める。

③ 咳エチケットの徹底の呼びかけ・確認

④ 状況に応じた個人用防護具の着用の呼びかけ・確認

場 面	防護の基準
平常の避難	マスク
清 掃	マスク、手袋
炊き出し	マスク、手袋、フェイスガード、洗濯済みのエプロン

⑤ タオル等、日用品の共用での使用の禁止の呼びかけ・確認

⑥ 手洗い石鹸等、消耗品等の補充

手洗い石鹸、アルコール消毒液、清掃用消毒液、ペーパータオル等を補充する。

⑦ その他、厚生労働省や保健所からの感染防止に係る指導内容の徹底

＜参考＞別紙⑩「感染症対策へのご協力をお願いします（厚生労働省）」

(2) 避難所の良好な衛生環境の確保について

避難所管理者は、避難所において良好な衛生環境を保つための新型コロナウイルス感染防止対策を徹底する。

① 十分な換気の実施及び確認

気候が許せば常時、窓や扉を開放し、できない場合、頻繁に換気を実施する。

② 定期的な清掃・消毒の実施及び確認

1日に2回（健康状態の把握時（朝7時及び夕方16時を基準）に併せ）、台や棚、取手など飛沫が飛ぶ場所や人が触れる場所を、消毒液を使用して定期的に清掃・消毒する。（汚れた場合はその都度、汚した方の責任で実施する。）

＜参考＞別紙⑪「身の回りを清潔にしましょう。（厚生労働省）」

③ 適切なおみの処理及び指導

- ・ 分別は市の規定を遵守しつつ、ごみ箱の内側には、ビニール袋を被せて使用し、廃棄時に、ごみがこぼれないよう、しっかり袋の口を閉じる。
- ・ ごみの集積場所は、可能な限り生活区域から離れた場所に設置する。

＜参考＞別紙⑫「3つの密を避けるための手引き（厚生労働省）」

5 避難所運営組織に関する事項

(1) 町会・自主防災組織（地域住民）の役割について

新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、町会・自主防災組織（地域住民）が実施する避難所運営業務を可能な限り他の方と接触のない業務に限定するとともに、業務を実施する場合は、接触の局限に努める。

① 実施する業務

- ・ できるだけ、避難者や他の避難所運営職員と接触の少ない業務を基本とする。
- ・ 必要により、他の方と接触が予想される業務を実施する場合は、適切な感染防護処置をとり、接触を極力抑える方法を追求する。

② 実施する業務の決定要領

災害の種類や規模、避難者の状況及び地域の特性を考慮し、避難所運営会議において、町会・自主防災組織（地域住民）が実施する避難所運営業務について決定する。

(2) 市の派遣する避難所運営職員の運用について

市の派遣する避難所運営に当たる職員については、台風等の水害時においては、開設から閉所まで1避難所1チームでの運用を基準とする。

① 避難所対応班の編成（基準）

区 分	人 数	合 計
地域対策本部職員	5 名	14名 (最低11名)
機動班	4 名	
学校職員	5名（最低2名）	

② 運用要領

ア 避難所における避難所対応班の勤務

避難所開設～閉所まで1チームでの勤務を基準とする。天候等の状況により、長期化する場合などは、災害対策本部の判断でチームの交代若しくは、一部の職員の交代を指示する。

イ 避難所対応職員の運用

避難所に派遣した避難所対応班内の職員運用は、チームに一任する。職員の配置及びシフトなどは、班で決定し、状況に応じた職員運用を実施する。

ウ 接触機会の削減

可能な限り、一般避難者対応職員と感染疑い対応職員を非接触で運用する。

エ 待機場所及び情報収集手段の確保

避難所内に避難所運営職員チーム専用待機場所を確保し、運営に当たる職員が十分に休養を取れるよう配慮する。併せて、避難者からの情報要求に対応するため、テレビ等の情報収集手段についても利用できる環境の整備に努める。

(3) 避難所運営業務従事者の感染防護対策について

避難所運営に当たる職員等を新型コロナウイルス感染症から適切に防護し、安全に業務遂行できる体制を整備する。

① 業務に応じた個人用防護具（PPE）の装着

区 分	防護の基準
感染疑い対応職員	発熱対応者用防護服セット
受付職員	マスク、ガウン、キャップ、ビニール手袋
その他の職員	マスク

② 一般避難者対応職員と感染疑い対応職員を区別して運用（可能な限り）

6 新型コロナウイルス感染症に感染した自宅療養者に関する事項

(1) 想定状況について

① 令和元年台風19号クラスの水害が発生し、新型コロナウイルス感染症については、令和3年8月から9月にかけて発生した、いわゆる第5波クラスの要請者が発生している状況で、県において自宅療養避難者の対応が不可能な状態

② 想定自宅療養避難者数は20人

(2) 自宅療養避難者専用避難所の開設について

自宅療養避難者を収容するための専用の避難所（以下「自宅療養避難者専用避難所」という。）については、避難対象地域に自宅療養者がいた場合に、健康増進センターからの報告に基づき、災害対策本部の指示により開設する。

(3) 自宅療養避難者専用避難所の開設基準について

災害対策本部は、以下の全ての条件を満たす場合に自宅療養避難者専用避難所の開設を決定することとする。

① 新型コロナウイルス感染症の爆発的感染拡大が発生しており、災害発生時において県による自宅療養者対応が困難な状況であること。

② 本市の災害対策本部から警戒レベル3（高齢者等避難）以上の避難情報が発令されていること。

③ 避難対象地域に自宅療養者がいること。

(4) 自宅療養避難者専用避難所における対応職員体制について

区 分	人 数	合 計
機動班 (1班)	4 名	7 名
医療班	2 名	
施設管理者	1 名 (自宅療養避難者対応は行わない)	

(5) 自宅療養避難者専用避難所における避難者の受け入れについて

① 受け入れ準備

機動班は、災害対策本部から指示のあった避難者数に応じ、保管してある対応物資を準備するとともに、避難所を開設し、自宅療養避難者の受け入れ体制を整える。

② 避難者の受け入れ

ア 受付

- ・ 自宅療養避難者情報の突合

機動班は、防護服を着用し、感染防止対策を行ったうえで、自宅療養避難者の受付を行う。

機動班は、避難してきた自宅療養避難者と自宅療養者リストの情報を突合せ、リストに掲載されている者であることの確認を行い、自宅療養者リストのチェック欄にチェックをする。

自宅療養者リストに掲載されていない者(自宅療養者でない通常の避難者など)が避難してきた場合は、他の開設された指定避難所を案内する。

- ・ テント番号の記入

機動班は、自宅療養者リストに当該自宅療養避難者を収容するテント番号を記入し、誰がどのテントに避難しているか管理できるようにしておく。

イ 自宅療養避難者の受け入れ

機動班は、「テント番号カード」を自宅療養避難者に渡し、同じ番号のテントに避難するよう指示するとともに、「避難所ルール」を配布し、避難所における注意点の周知を図る。

＜参考＞別紙⑬「テント番号カード」

＜参考＞別紙⑭「避難所ルール」

③ 自宅療養避難者の健康状態の把握について

自宅療養避難者の健康観察については、自宅療養避難者が保健所から指導されている「新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）」による報告を基本とする。

医療班は、自宅療養避難者に熱けいれん、呼吸苦など重篤な急変が確認された場合は、本人を補助して保健所に連絡し、保健所指示による救急搬送要請を行う。また、長時間続く発熱や酸素飽和度の数値低下などが確認された場合も、同様に保健所の指示に応じて医療機関に連絡等を行う。

自宅療養避難者の体調が急変した場合等の対応職員への報告については、施設の内線電話を使用して報告をさせることとする。

④ 自力避難ができない自宅療養避難者の対応

自宅療養避難者の自宅療養避難者専用避難所までの避難については、自力避難を原則とする。

しかし、状況により、災害対策本部が自力避難困難と判断した避難者については、民間救急事業者により、移送するものとする。

⑤ 自宅療養避難者に関わる濃厚接触者の避難対応

自宅療養避難者専用避難所については、原則、自宅療養避難者（新型コロナウイルス陽性者）のみを受け入れることとし、自宅療養避難者に関わる同居家族などの濃厚接触者（または非感染者）については、開設されている指定避難所において隔離避難するものとする。

しかし、自宅療養避難者が幼児や要配慮者である場合など、濃厚接触者（または非感染者）である同居家族との同伴避難が必要な場合については、当該自宅療養避難者と別テントに隣同士で避難させ、他の自宅療養避難者との接触がないよう注意したうえで、受け入れることとする。

(6) 自宅療養避難者専用避難所の施設復旧対応について

① 自宅療養避難者専用避難所の閉鎖

災害対策本部は、災害の危険が去り、自宅療養避難者専用避難所に避難している自宅療養避難者がいなくなったとき、自宅療養避難者専用避難所を閉鎖する。

② 施設の消毒の実施

災害対策本部は、施設利用再開に向け、機動班に対し、防護服を着用したうえでの施設の消毒を指示する。

自宅療養避難者が利用したテント等については、消毒後、保管されていた場所に再保管することとする。

新型コロナウイルス感染症が収束しない中でも、
災害時には、**危険な場所にいる人は
避難することが原則**です。

知っておくべき5つのポイント

- 避難とは[難]を[避]けること。
安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要はありません。
- 避難先は、小中学校・公民館だけではありません。**安全な親戚・知人宅に避難すること**も考えてみましょう。
- **マスク・消毒液・体温計が不足**しています。できるだけ**自ら携行**して下さい。
- 市町村が指定する**避難場所、避難所が変更・増設**されている可能性があります。災害時には**市町村ホームページ**等で確認して下さい。
- 豪雨時の屋外の移動は**車も含め危険**です。やむをえず**車中泊**をする場合は、浸水しないよう**周囲の状況**等を十分確認して下さい。



今のうちに、

自宅が安全かどうかを

確認しましょう！



ハザードマップ

検索

避難行動判定フロー

スタート!

あなたがとるべき避難行動は？

ハザードマップ※で自分の家がどこにあるか確認し、印をつけてみましょう。

※ハザードマップは浸水や土砂災害が発生するおそれの高い区域を着色した地図です。着色されていないところでも災害が起こる可能性があります。

家がある場所に色が塗られていますか？

いいえ

色が塗られていなくても、周り比べて低い土地や崖のそばなどにお住まいの方は、市区町村からの避難情報を参考に必要に応じて避難してください。

はい

災害の危険があるので、原則として※、自宅の外に避難が必要です。

例外

※浸水の危険があっても、
①洪水により家屋が倒壊又は崩落してしまうおそれの高い区域の外側である
②浸水する深さよりも高いところにいる
③浸水しても水がひくまで我慢できる、水・食糧などの備えが十分にある場合は**自宅に留まり安全確保することも可能**です。

※土砂災害の危険があっても、十分堅牢なマンション等の上層階に住んでいる場合は**自宅に留まり安全確保することも可能**です。

ご自身または一緒に避難する方は避難に時間がかかりますか？

いいえ

はい

安全な場所に住んでいて身を寄せられる親戚や知人はいますか？

はい

いいえ

警戒レベル**3**が出たら、**安全な親戚や知人宅に避難**しましょう(日頃から相談しておきましょう)

警戒レベル**3**が出たら、市区町村が指定している**指定緊急避難場所**に避難しましょう

安全な場所に住んでいて身を寄せられる親戚や知人はいますか？

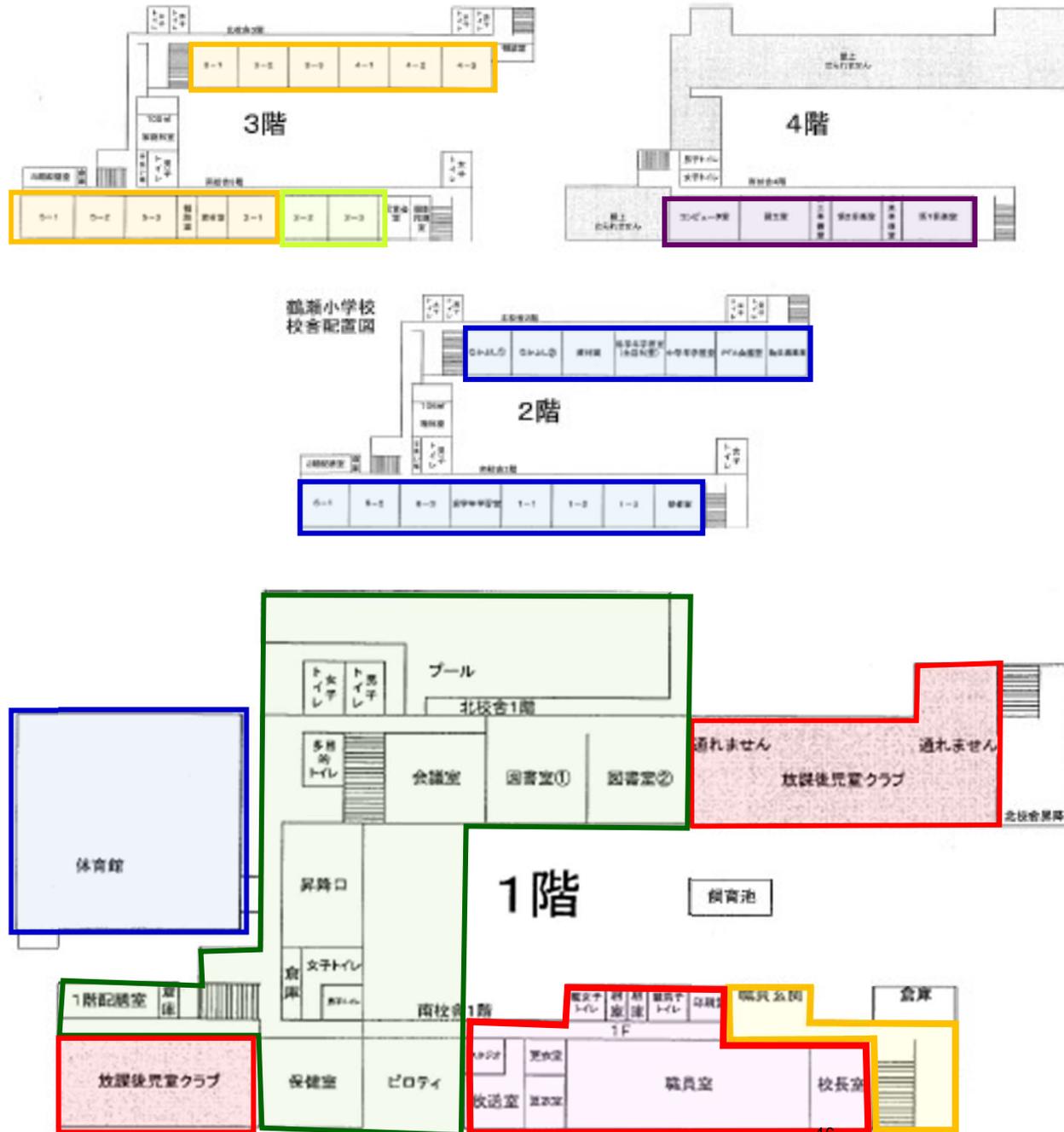
はい

いいえ

警戒レベル**4**が出たら、**安全な親戚や知人宅に避難**しましょう(日頃から相談しておきましょう)

警戒レベル**4**が出たら、市区町村が指定している**指定緊急避難場所**に避難しましょう

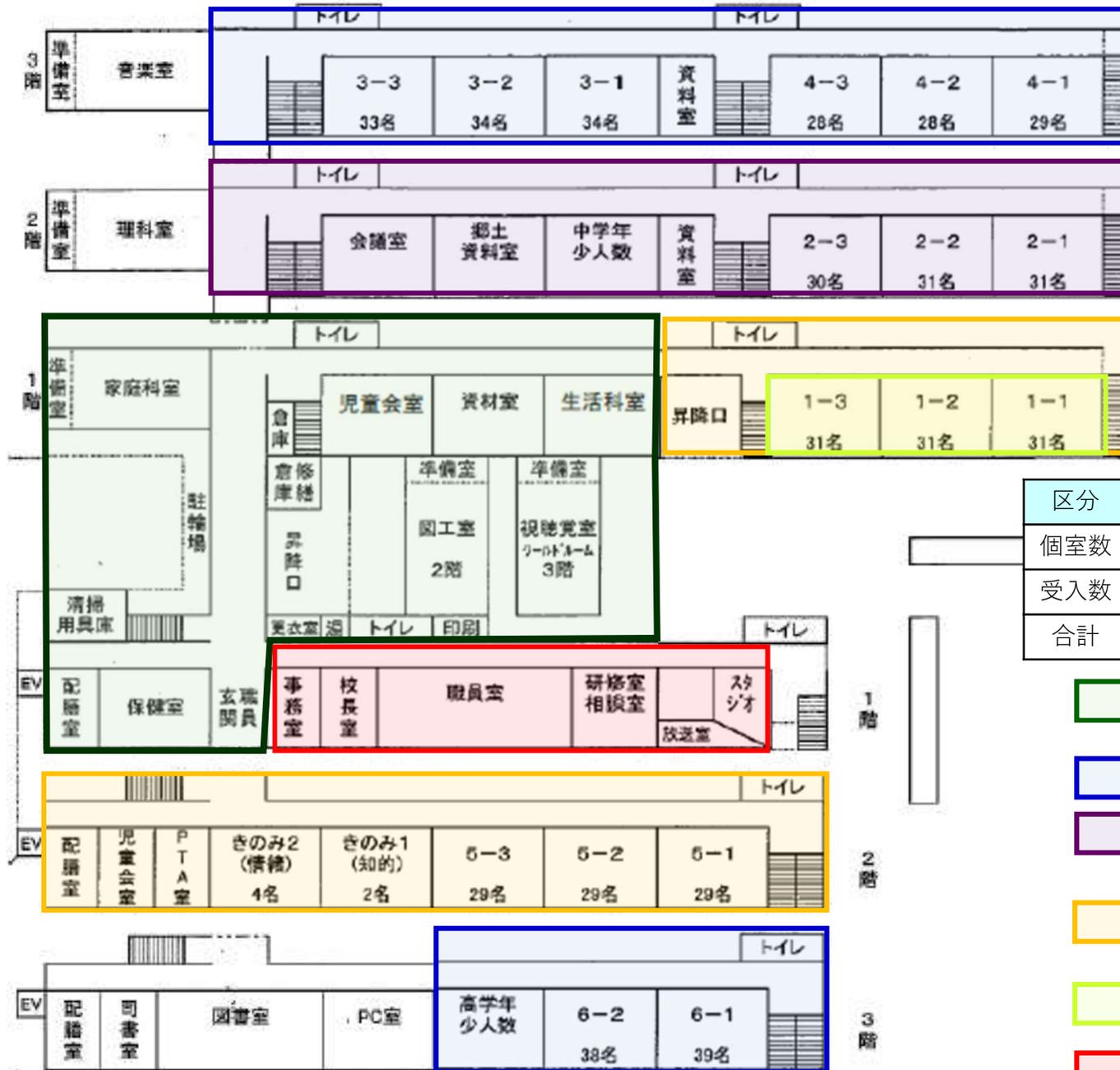
鶴瀬小学校



区分	感染用	一般用	体育館	合計
個室数	15	15	1	31
受入数	15	90	28	133
合計	15		118	133

- : 共有スペース
(感染疑い立入禁止)
- : 一般避難者スペース
- : 感染疑いスペース
(強く疑われる)
- : 感染疑いスペース
(一般と強感染疑いの中間層)
- : 感染疑い待合室
(判断が出るまでの仮待機室)
- : 立入禁止

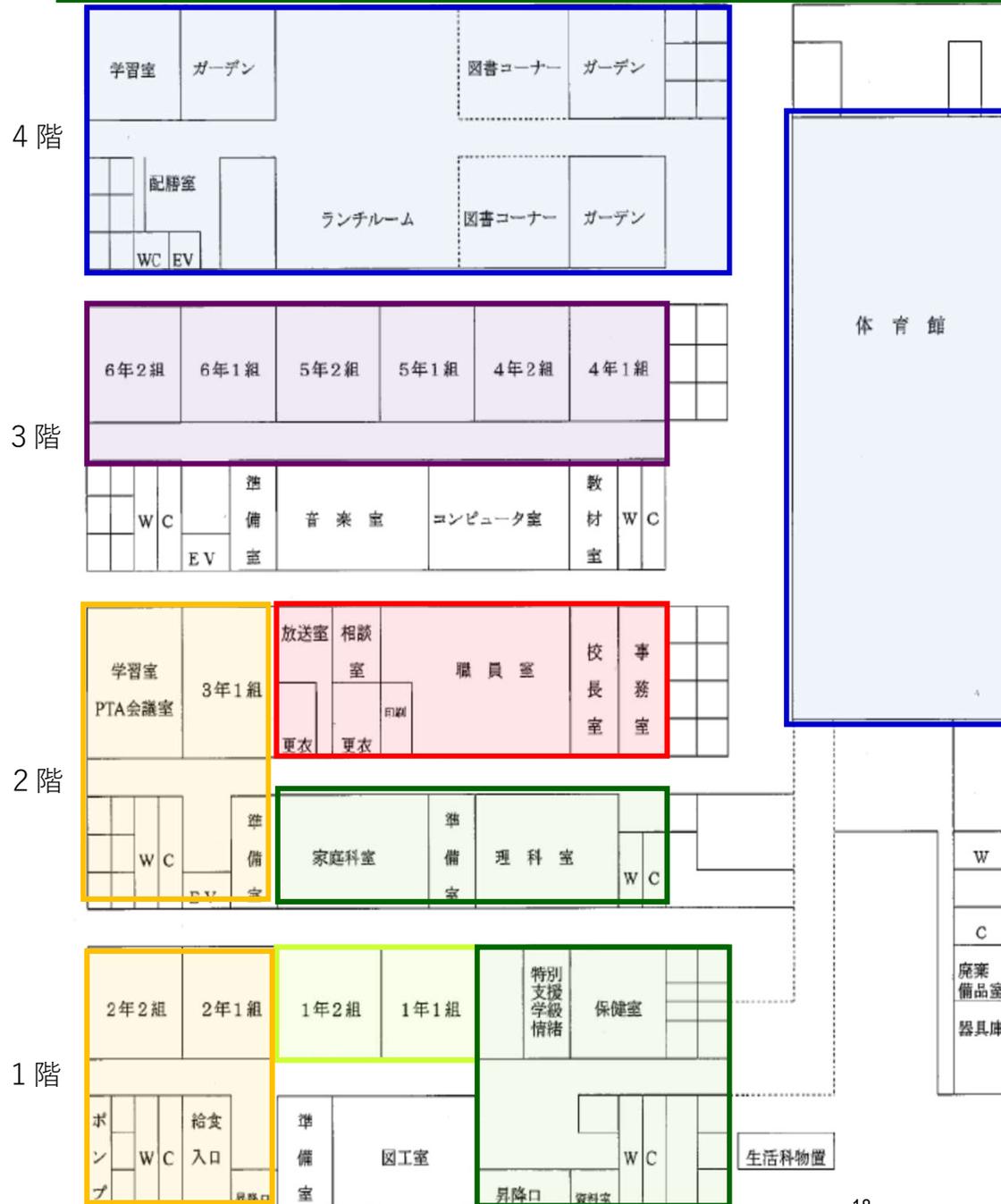
水谷小学校



区分	感染用	一般用	体育館	合計
個室数	14	9	1	24
受入数	14	54	35	103
合計	14		89	103

- : 共有スペース
(感染疑い立入禁止)
- : 一般避難者スペース
- : 感染疑いスペース
(強く疑われる)
- : 感染疑いスペース
(一般と強感染疑いの中間層)
- : 感染疑い待合室
(判断が出るまでの仮待機室)
- : 立入禁止

南畑小学校



区分	感染用	一般用	体育館	合計
個室数	12	7	1	20
受入数	12	42	35	89
合計	12		77	89

- : 共有スペース
(感染疑い立入禁止)
- : 一般避難者スペース
- : 感染疑いスペース
(強く疑われる)
- : 感染疑いスペース
(一般と強感染疑いの中間層)
- : 感染疑い待合室
(判断が出るまでの仮待機室)
- : 立入禁止

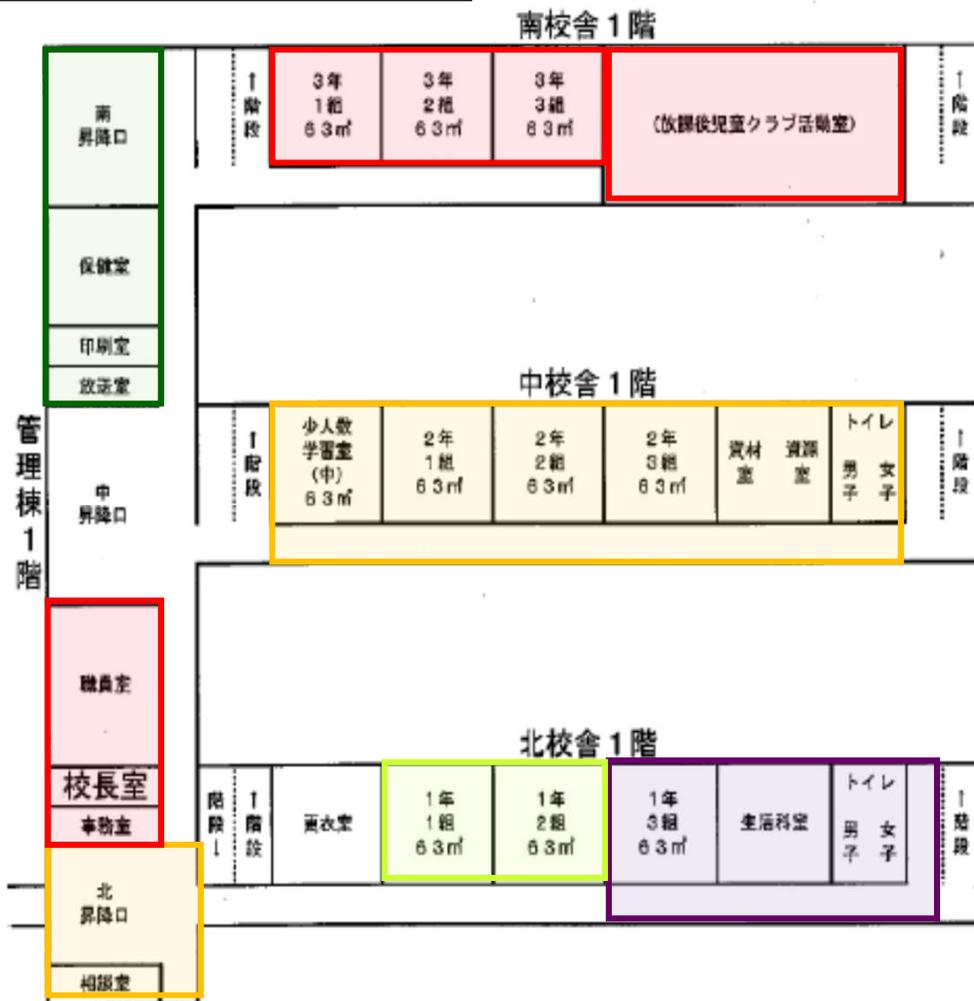
関沢小学校

- : 共有スペース
(感染疑い立入禁止)
- : 一般避難者スペース
- : 感染疑いスペース
(強く疑われる)

区分	感染用	一般用	体育館	合計
個室数	9	20	1	30
受入数	9	120	35	164
合計	9		155	164

階段	1階	2階	3階	4階	5階	6階	7階	8階	9階	10階	11階	12階
個室数	PTA 会議室 63㎡	委員会 63㎡	プレイルーム 63㎡	総合 学習室 63㎡	PTO室 63㎡	トイレ 男女 各1						

階段	1階	2階	3階	4階	5階	6階	7階	8階	9階	10階	11階	12階
個室数	少人数 学習室 (中) 63㎡	5年 1組 63㎡	5年 2組 63㎡	5年 3組 63㎡	児童図書 60㎡	トイレ 男女 各1						
個室数	ワールド ホール 63㎡	5年 1組 63㎡	5年 2組 63㎡	5年 3組 63㎡	多目的室 60㎡	トイレ 男女 各1						
個室数	特別 学習室 63㎡	特別 学習室 63㎡	5年 1組 63㎡	5年 2組 63㎡	5年 3組 63㎡	トイレ 男女 各1						
個室数	北校舎 2階											



- : 感染疑いスペース
(一般と強感染疑いの中間層)
- : 感染疑い待合室
(判断が出るまでの仮待機室)
- : 立入禁止

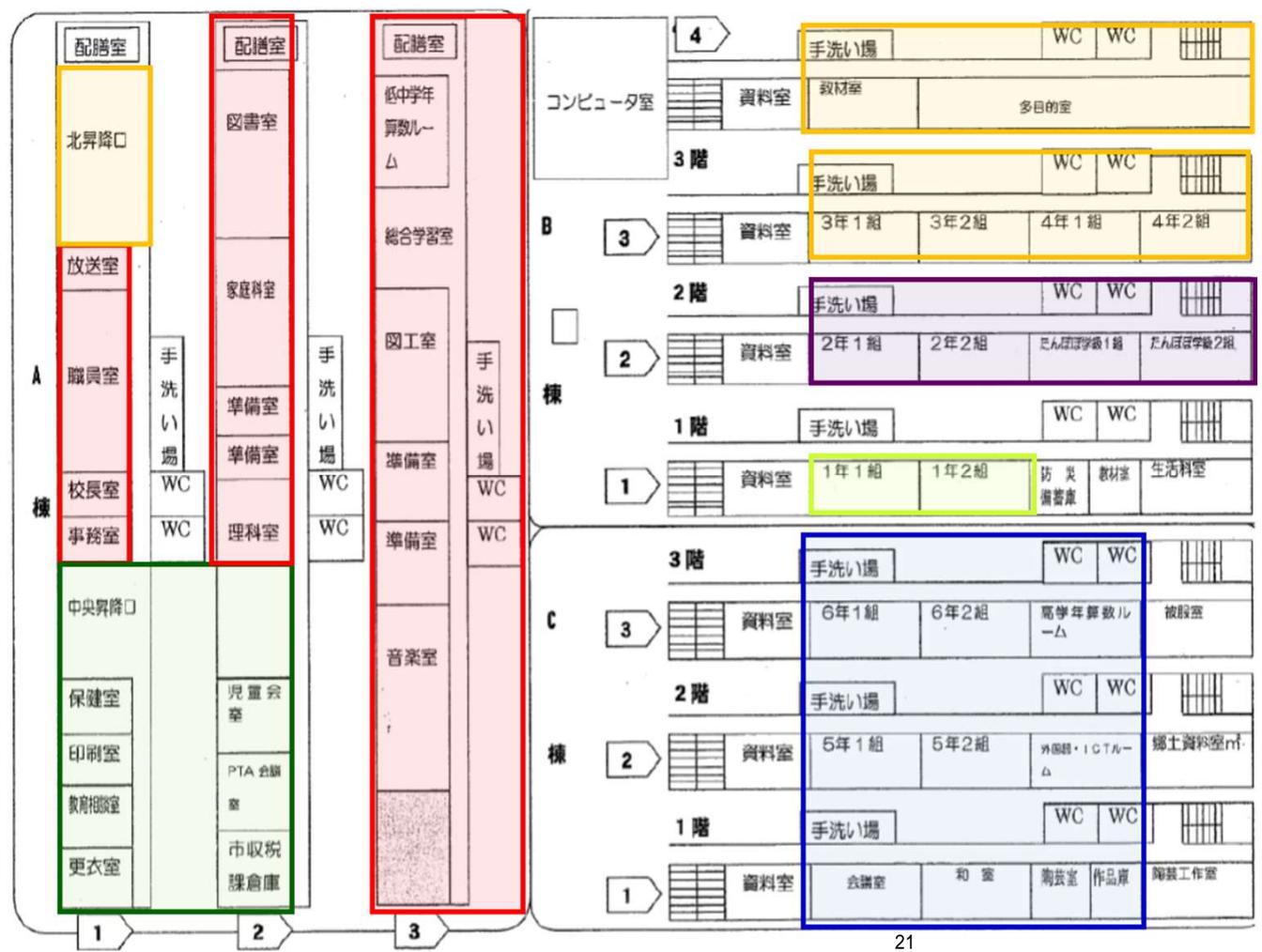
水谷東小学校

: 共有スペース (感染疑い立入禁止)
 : 一般避難者スペース
 : 感染疑いスペース (強く疑われる)
 : 感染疑いスペース (一般と強感染疑いの中間層)

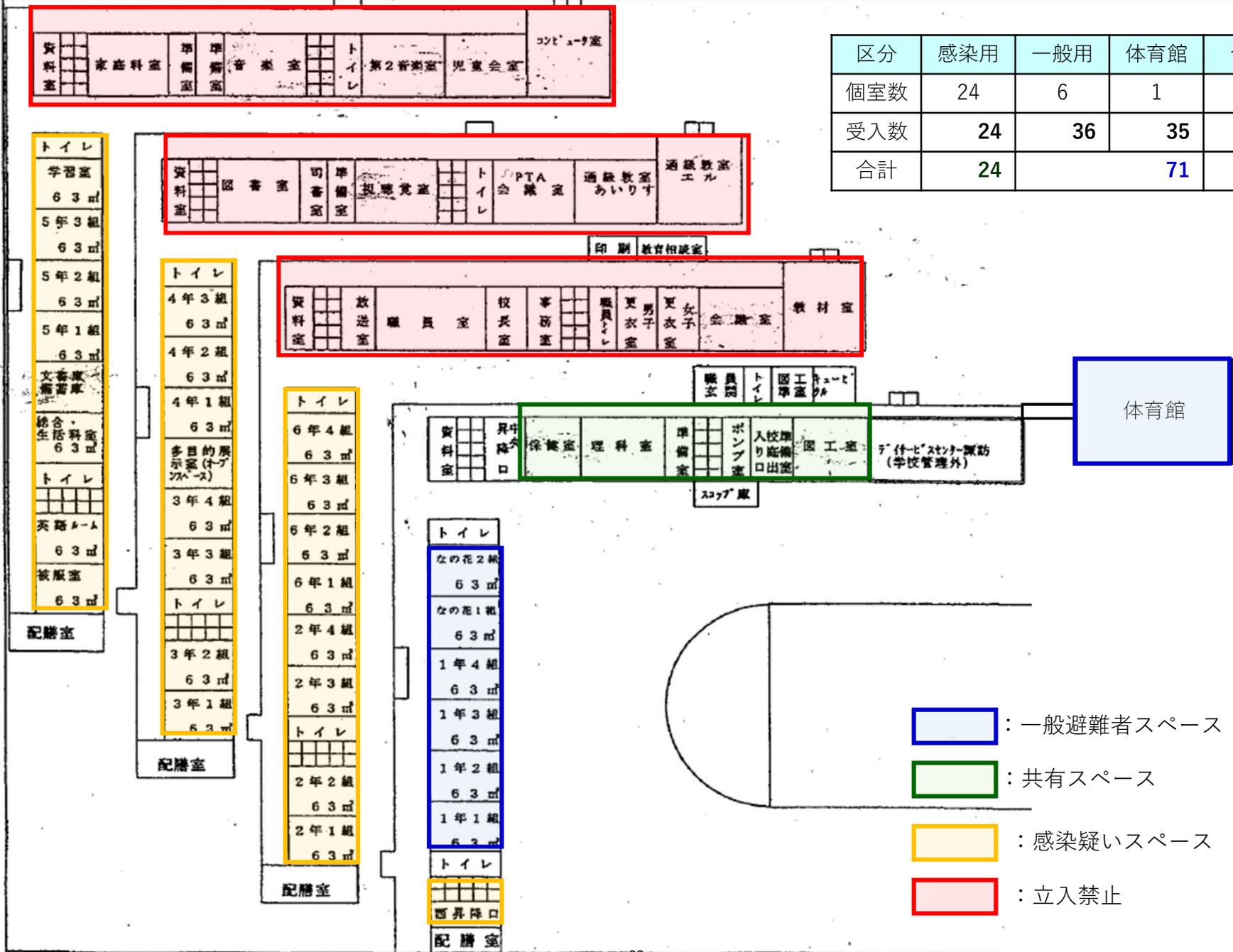
区分	感染用	一般用	体育館	合計
個室数	12	8	1	21
受入数	12	48	40	100
合計	12		88	100

: 感染疑い待合室 (仮待機室)

 : 立入禁止



諏訪小学校

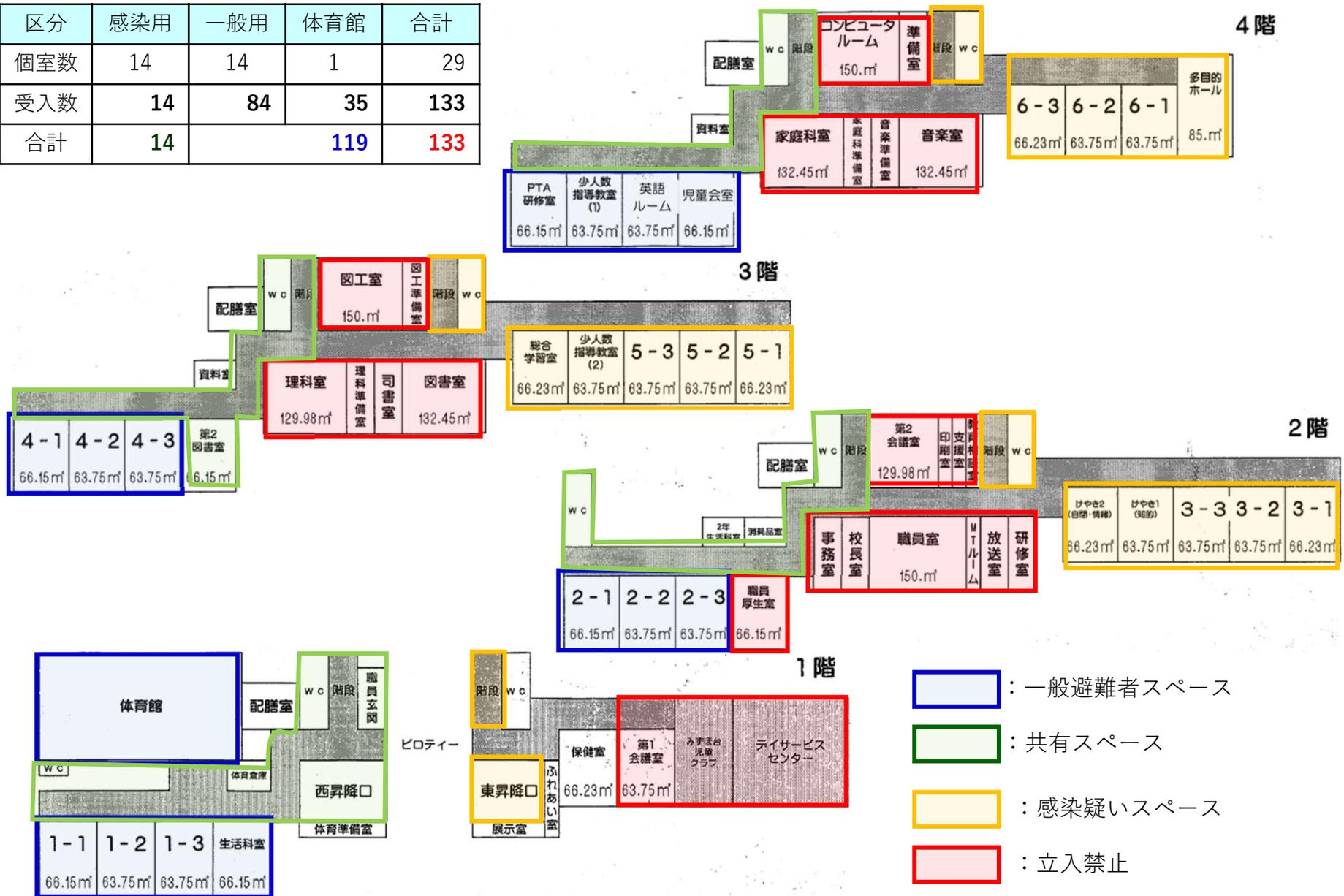


区分	感染用	一般用	体育館	合計
個室数	24	6	1	31
受入数	24	36	35	95
合計	24		71	95

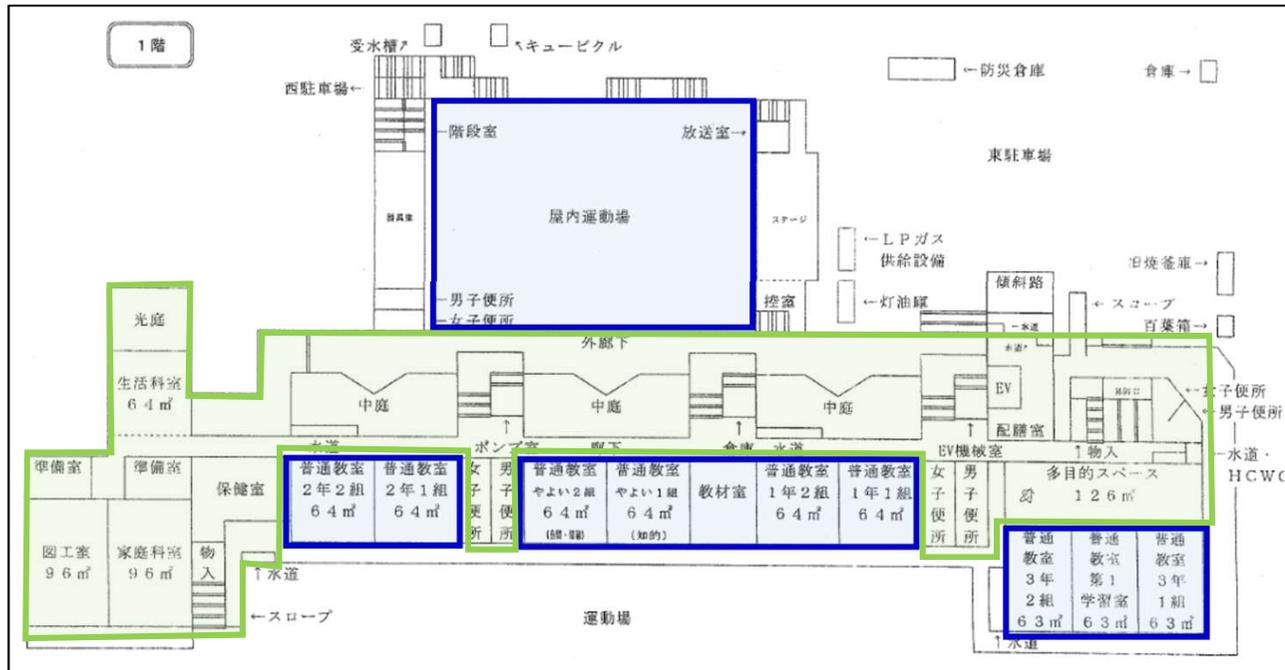
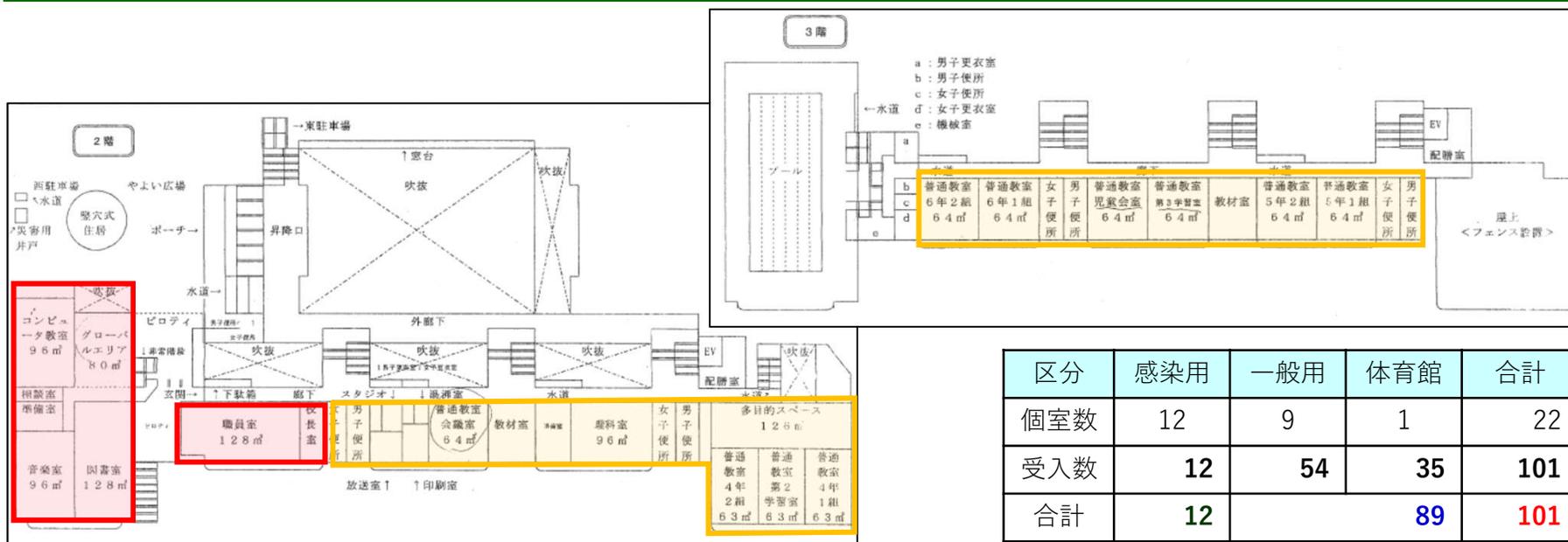
- : 一般避難者スペース
- : 共有スペース
- : 感染疑いスペース
- : 立入禁止

みずほ台小学校

区分	感染用	一般用	体育館	合計
個室数	14	14	1	29
受入数	14	84	35	133
合計	14	119	133	

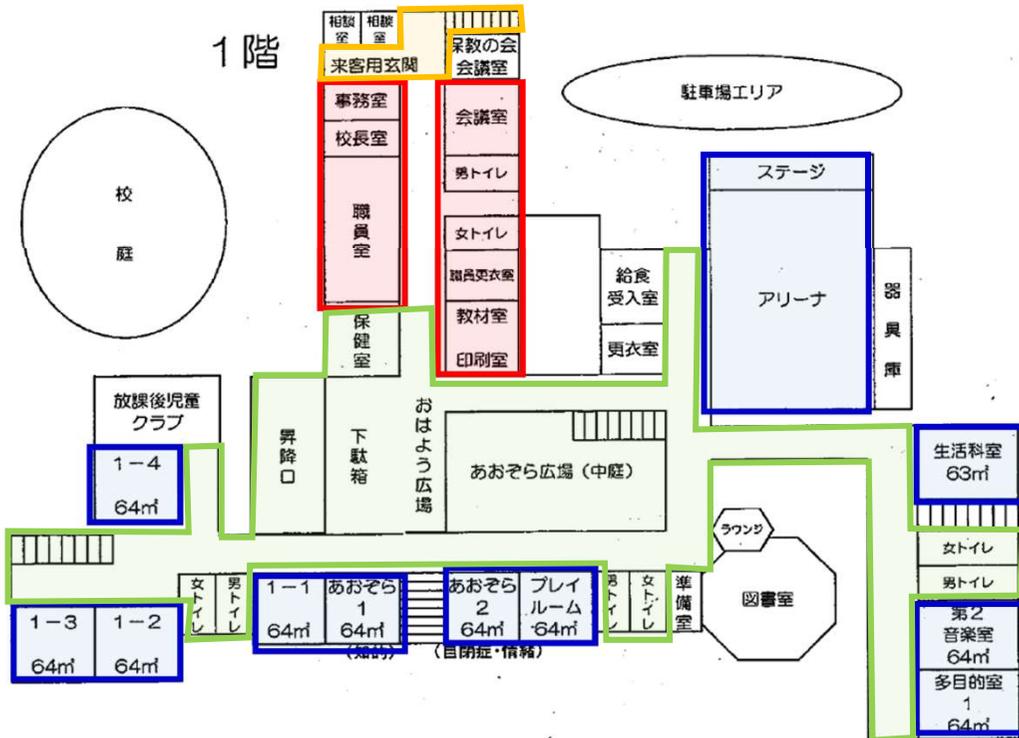
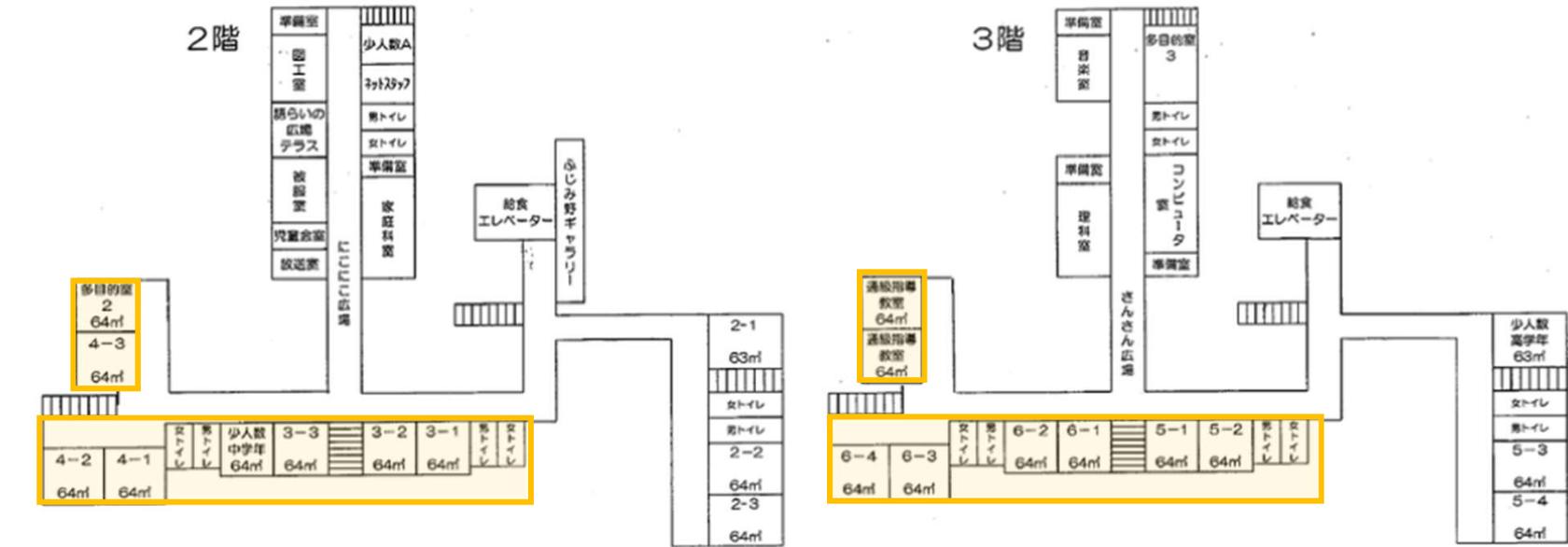


針ヶ谷小学校



- : 一般避難者スペース
- : 共有スペース
- : 感染疑いスペース
- : 立入禁止

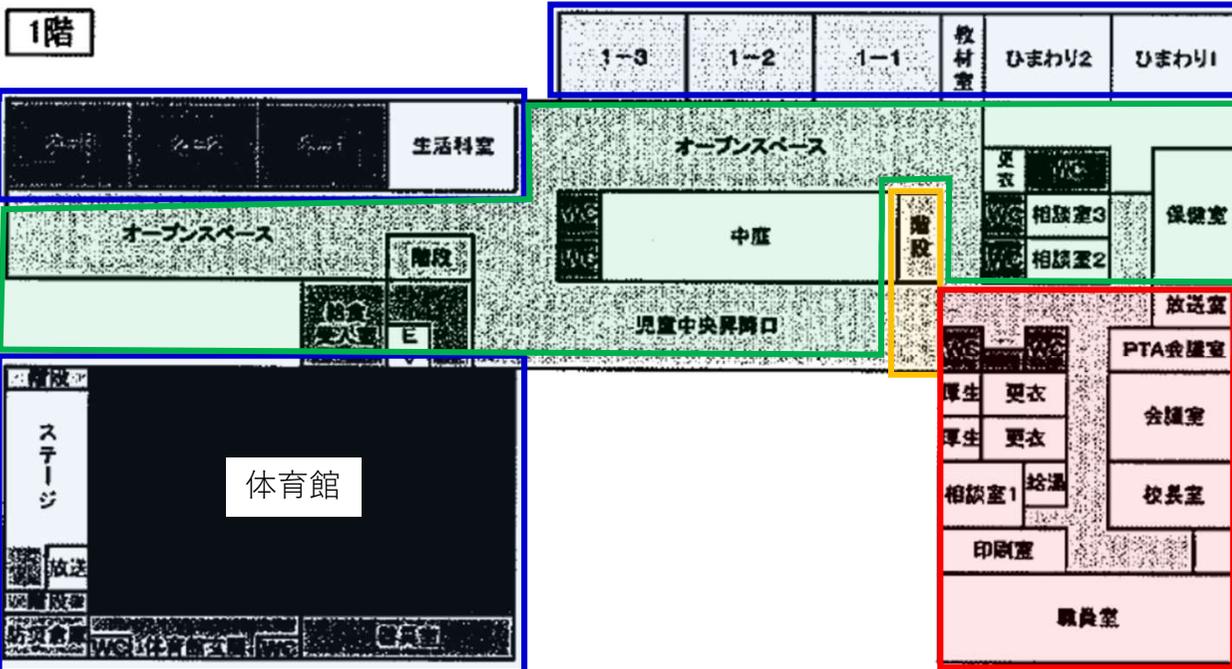
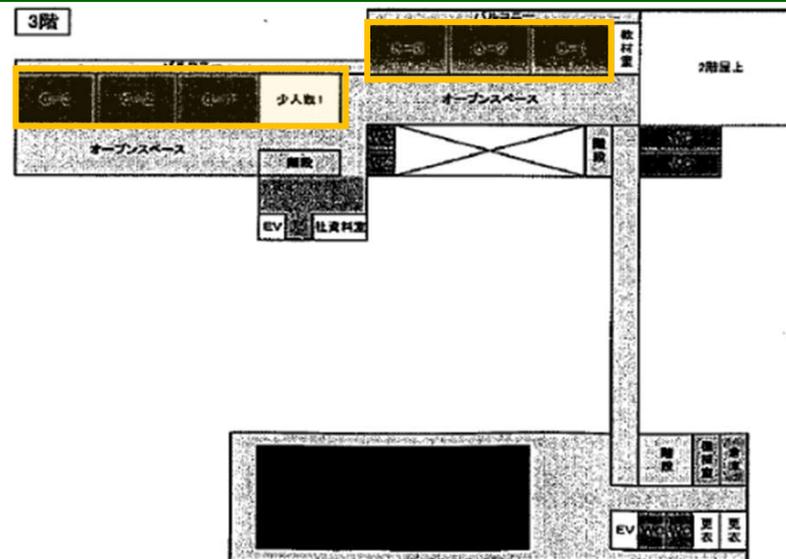
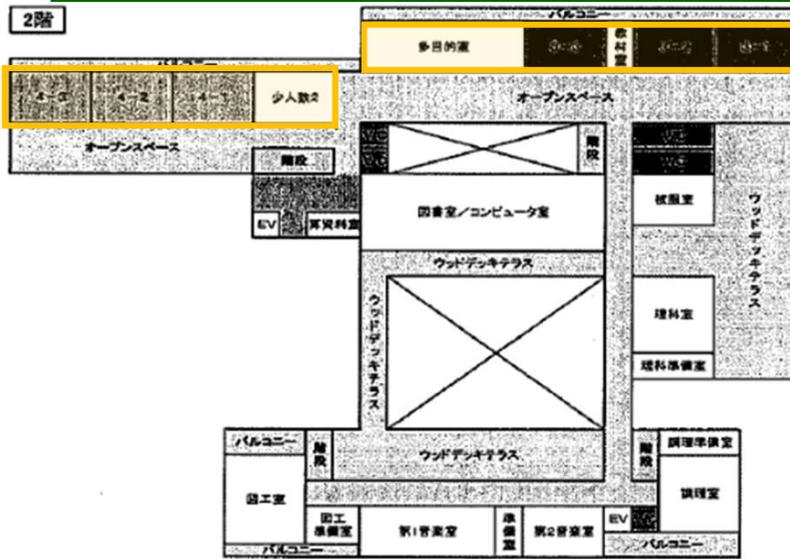
ふじみ野小学校



区分	感染用	一般用	体育館	合計
個室数	16	10	1	28
受入数	16	60	35	111
合計	16		95	111

- : 一般避難者スペース
- : 共有スペース
- : 感染疑いスペース
- : 立入禁止

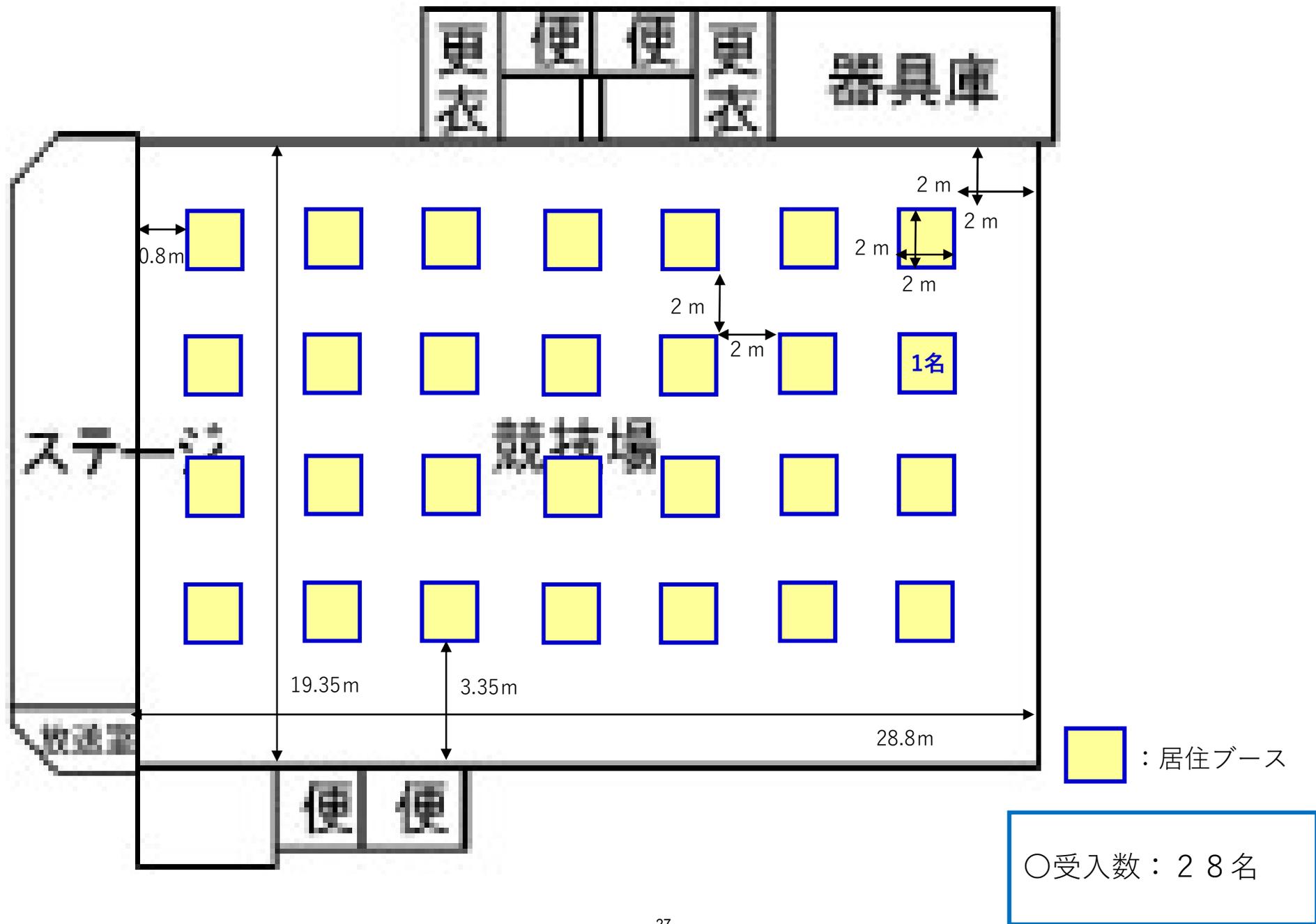
つるせ台小学校



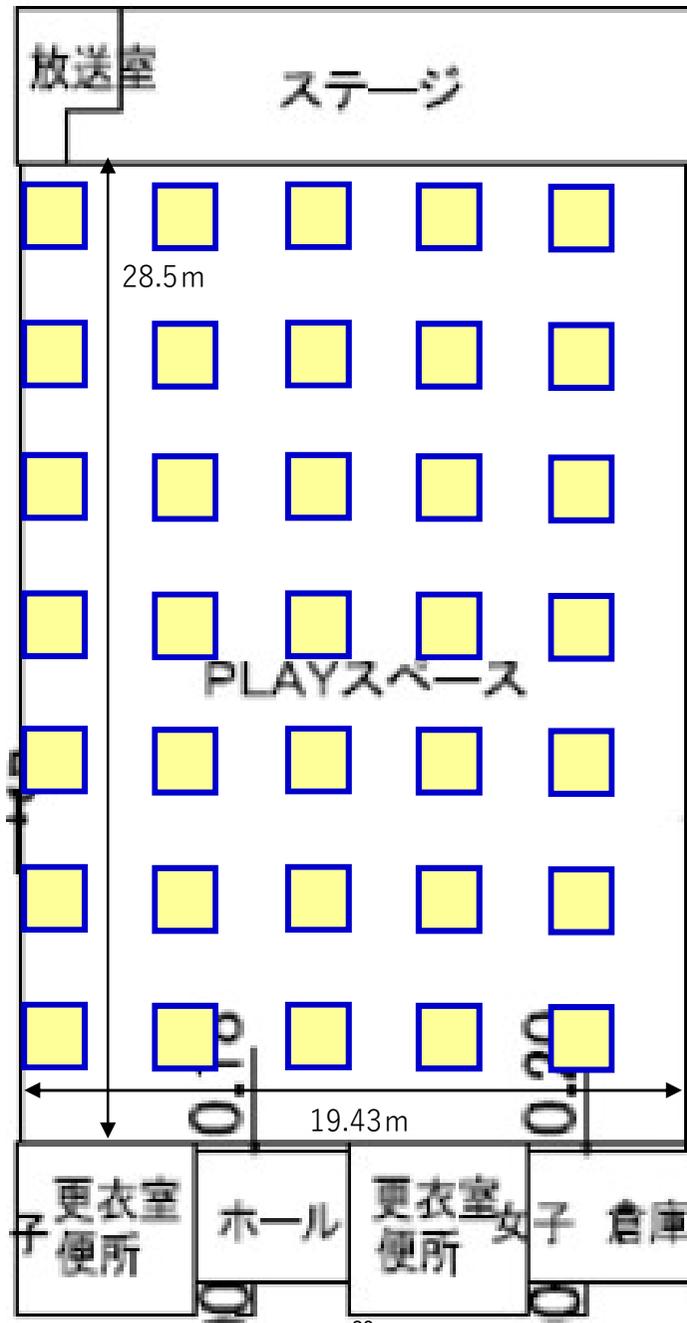
区分	感染用	一般用	体育館	合計
個室数	15	9	1	25
受入数	15	54	30	99
合計	15		84	99

- : 一般避難者スペース
- : 共有スペース
- : 感染疑いスペース
- : 立入禁止

体育館での受け入れ例（鶴瀬小学校）



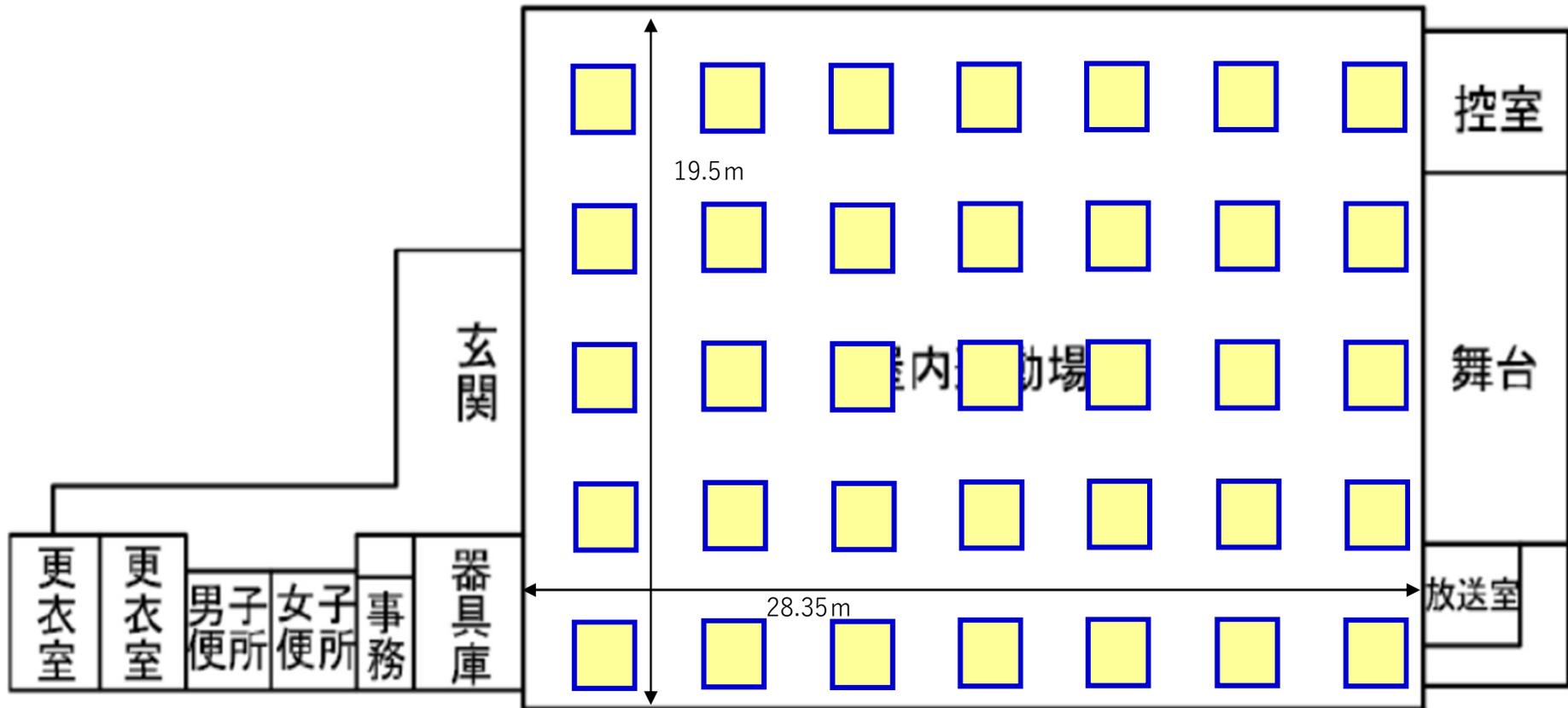
体育館での受け入れ例（水谷小学校）



35名受入可能

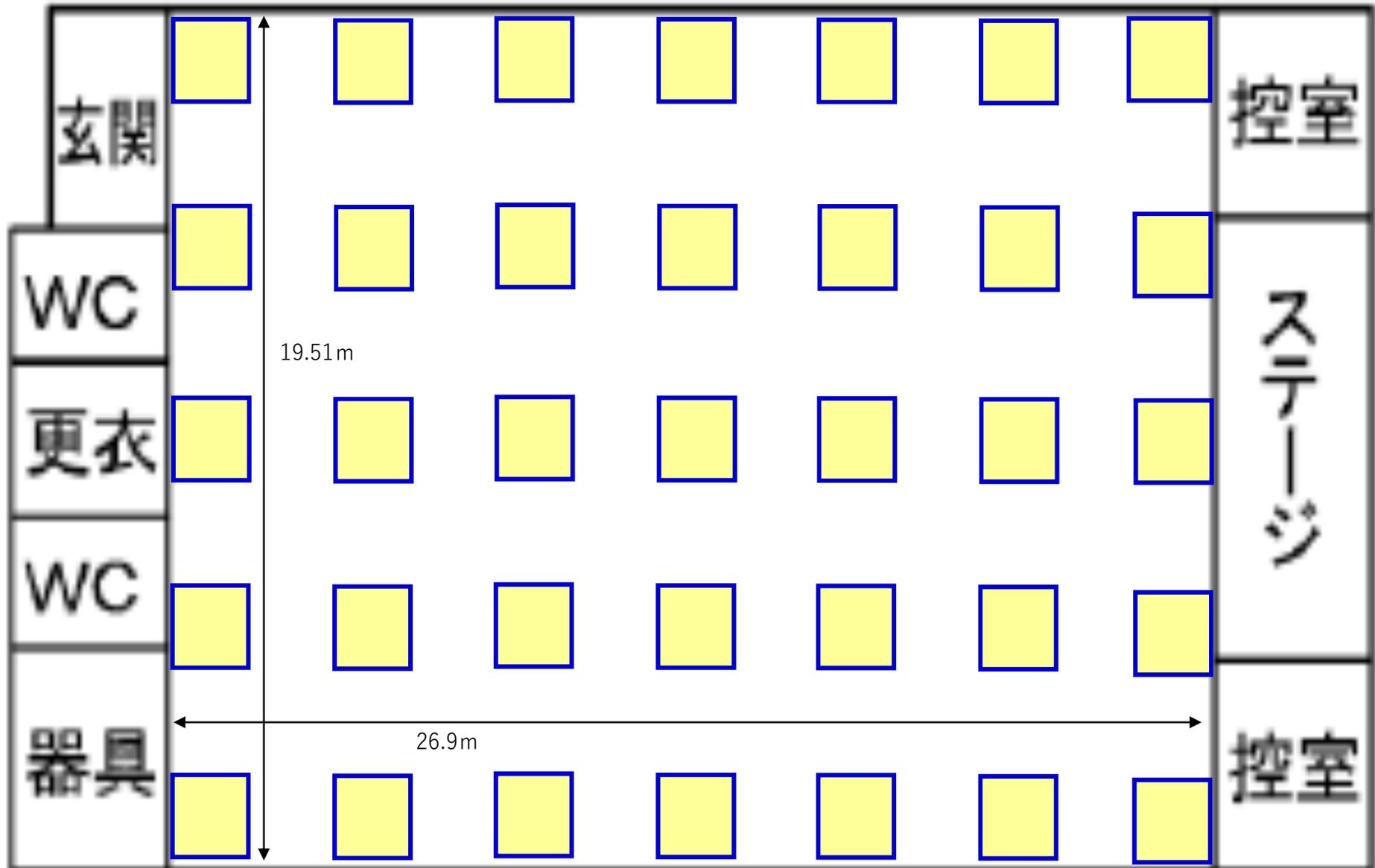
体育館での受け入れ例（南畑小学校）

35名受入可能



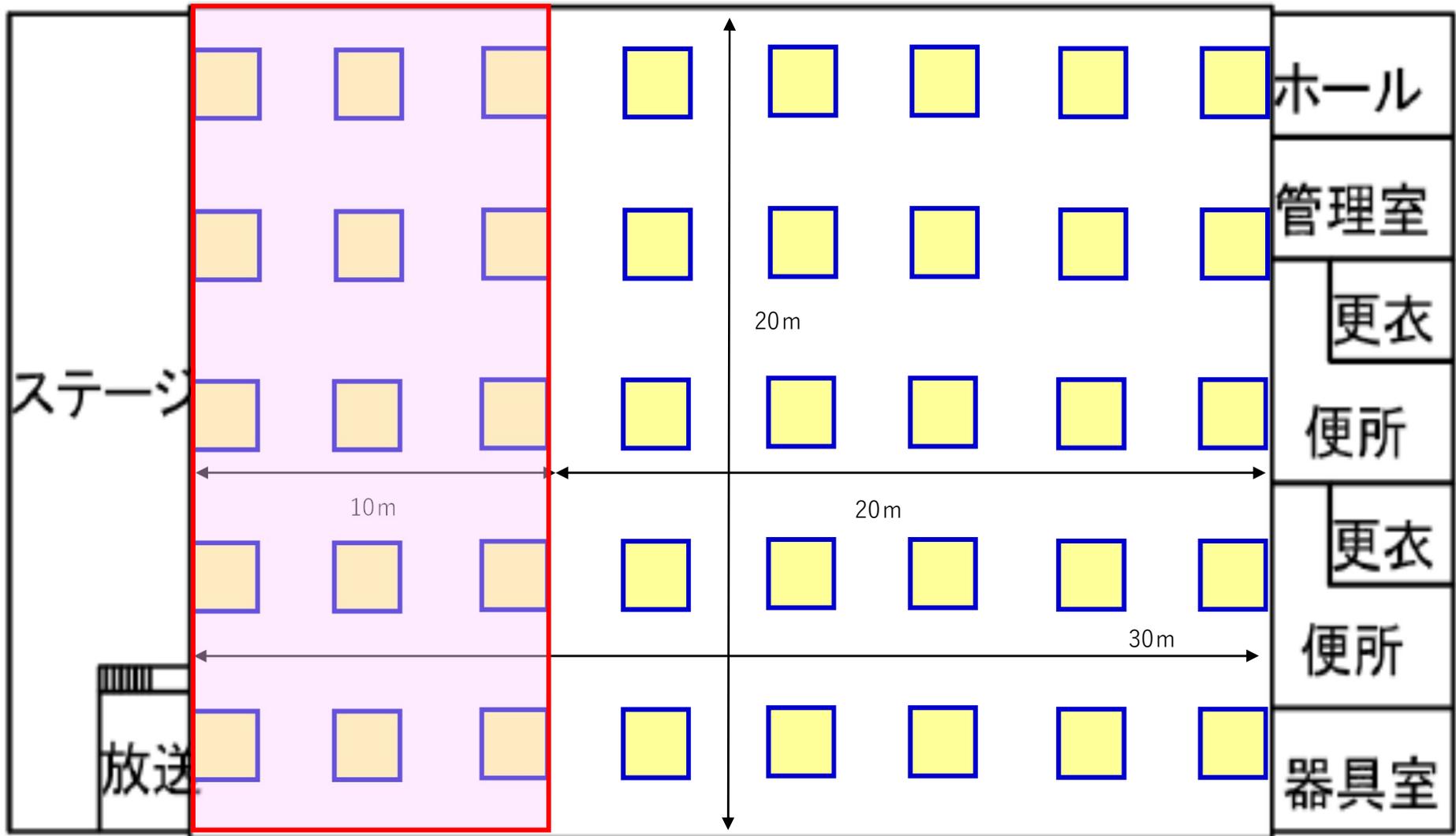
体育館での受け入れ例（関沢小学校）

35名受入可能



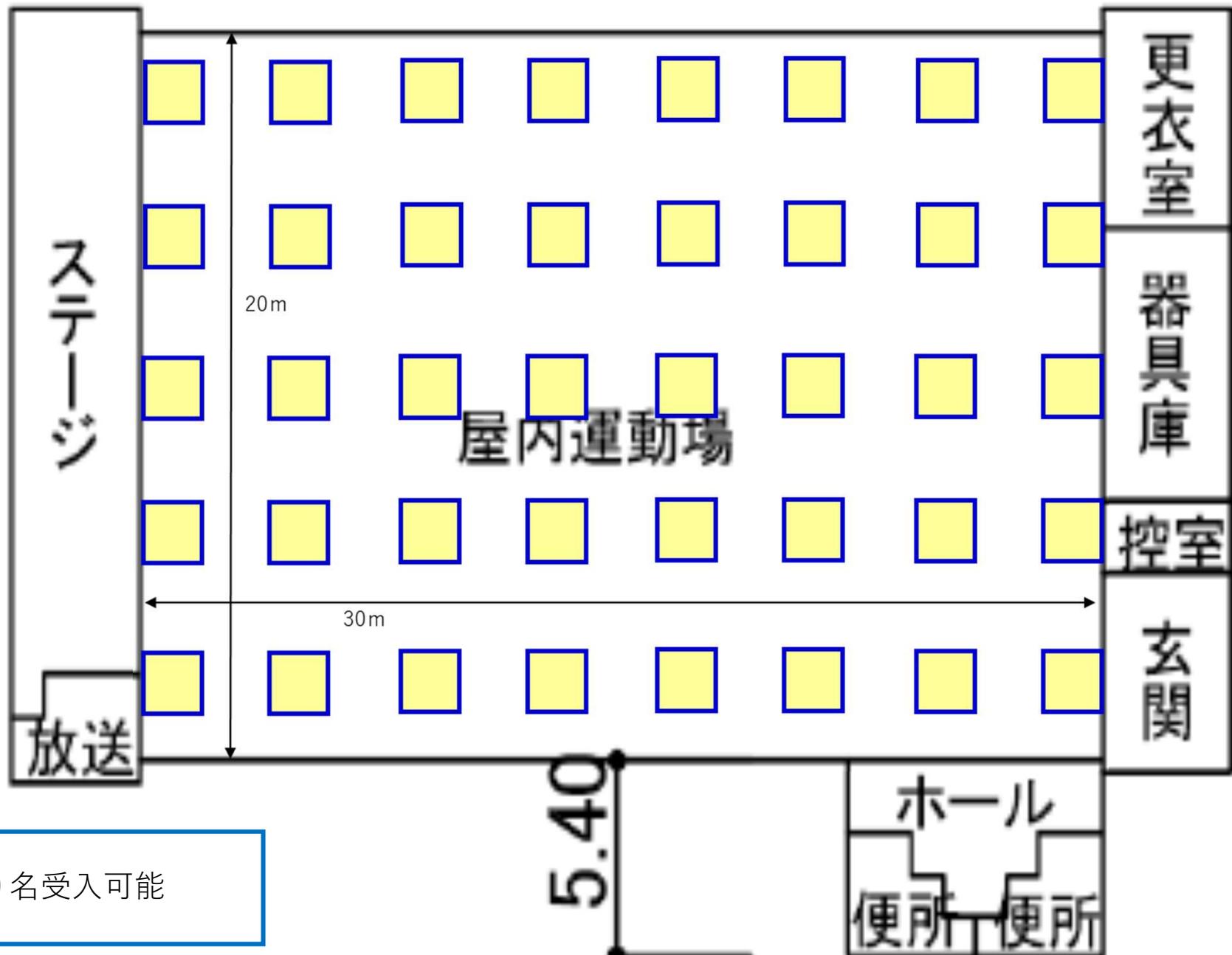
体育館での受け入れ例（勝瀬小学校）

25名受入可能



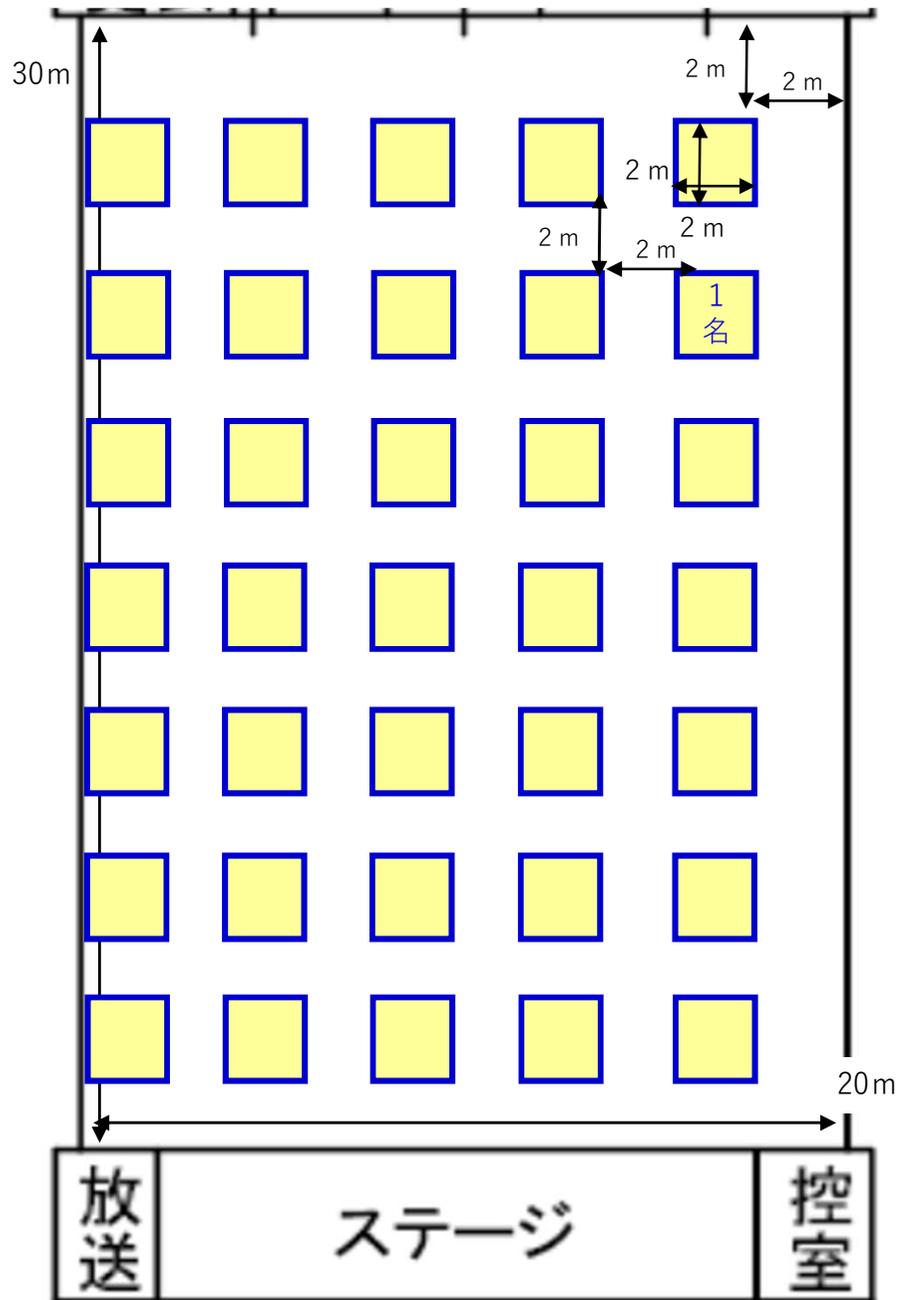
 : 使用禁止エリア

体育館での受け入れ例（水谷東小学校）



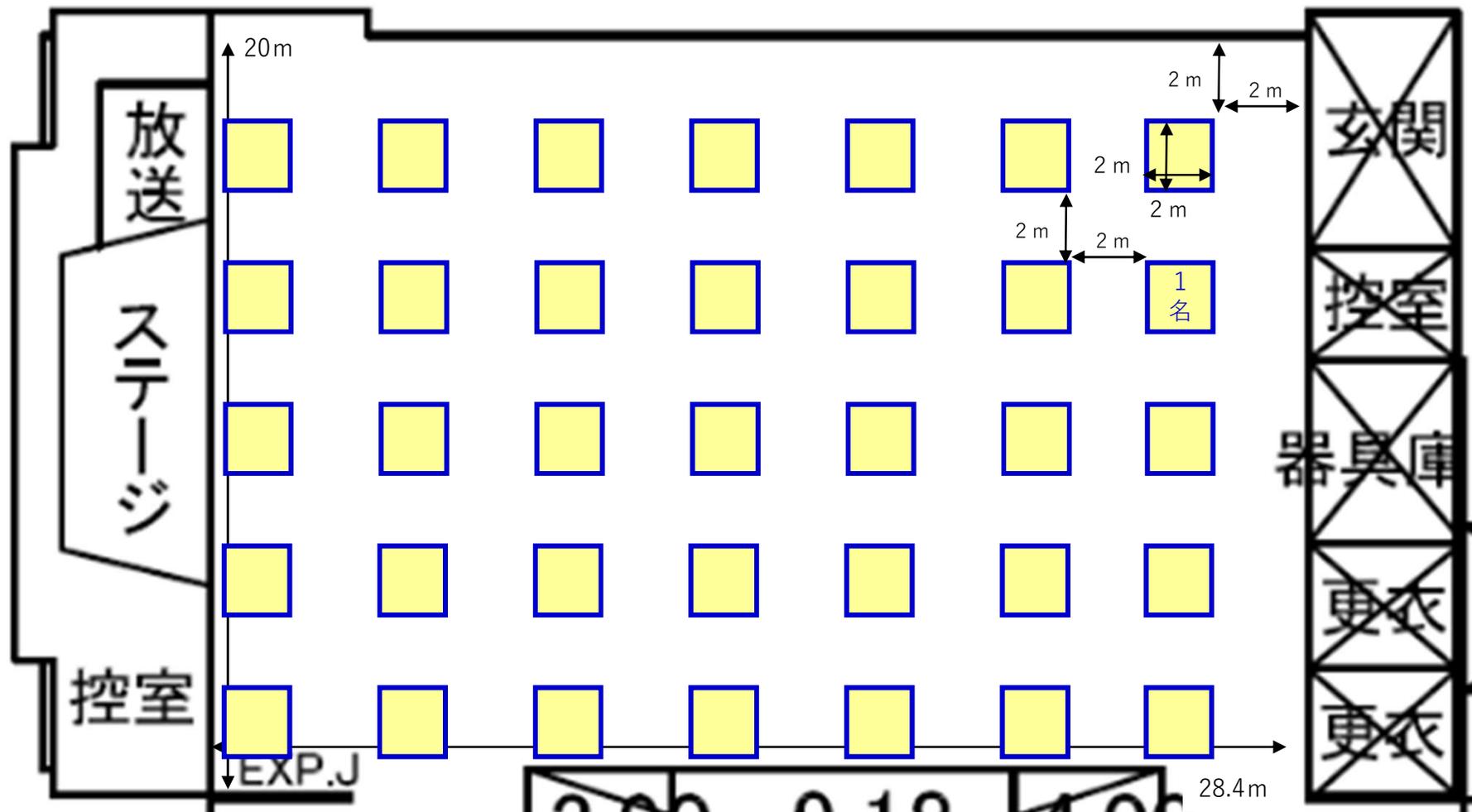
40名受入可能

体育館での受け入れ例（諏訪小学校）



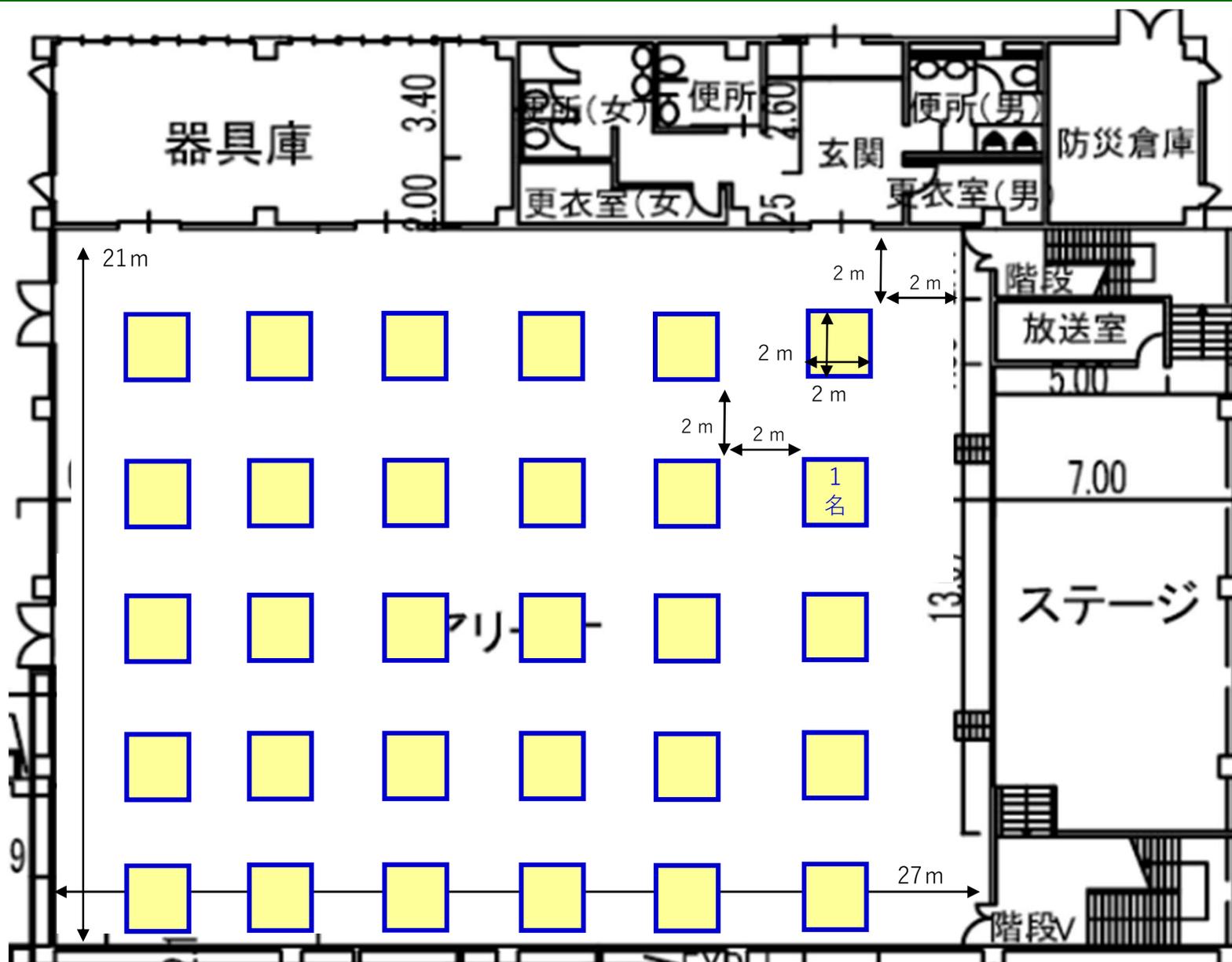
○受入数：35名

体育館での受け入れ例（みずほ台小学校）



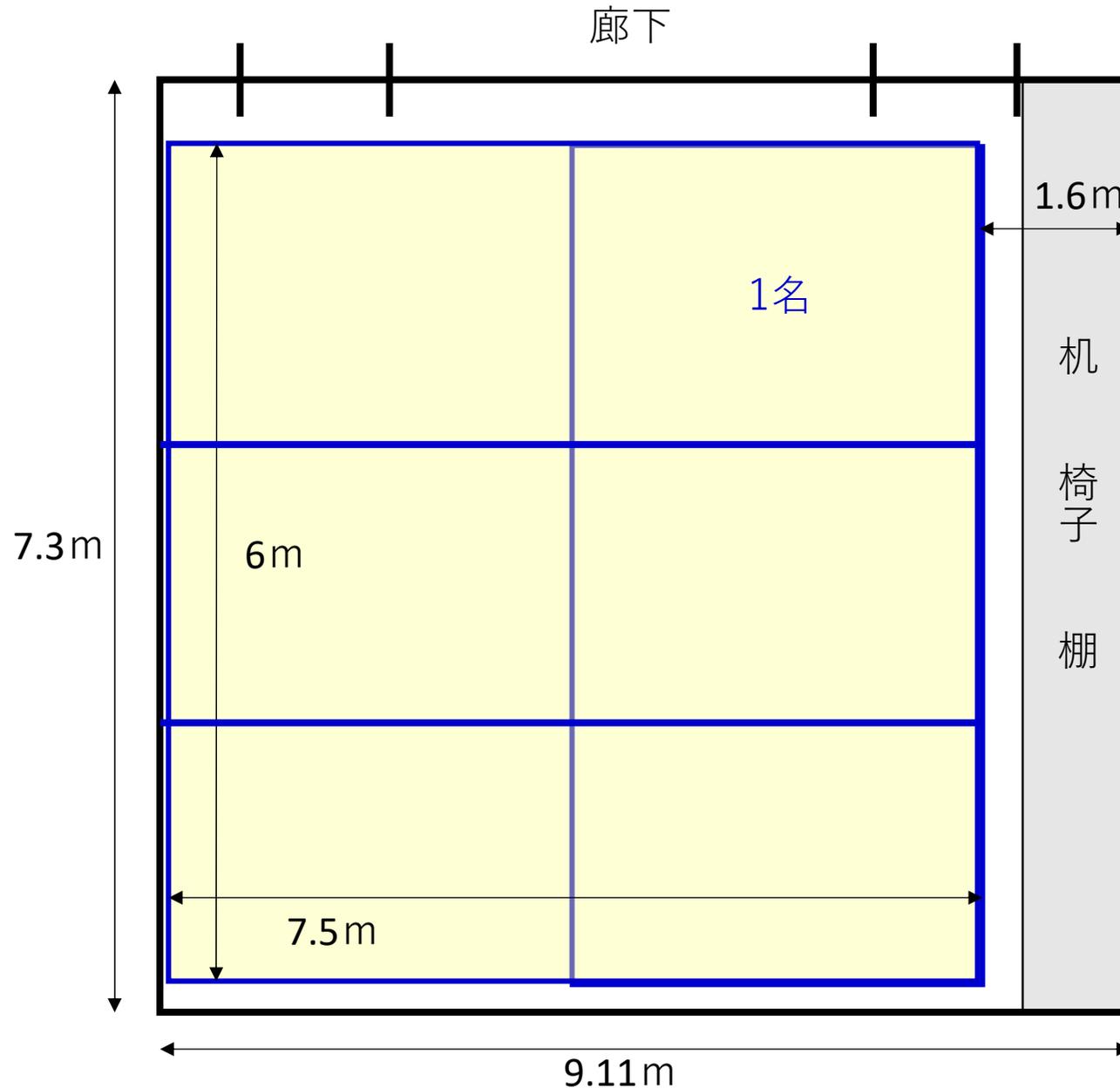
○受入数：35名

体育館での受け入れ例（つるせ台小学校）



○受入数：30名

教室使用の一例（鶴瀬小学校）



○机・椅子等は黒板の反対側に集積（避難完了時元通りにする。）

○教室での避難は **6名程度** を基準とする。

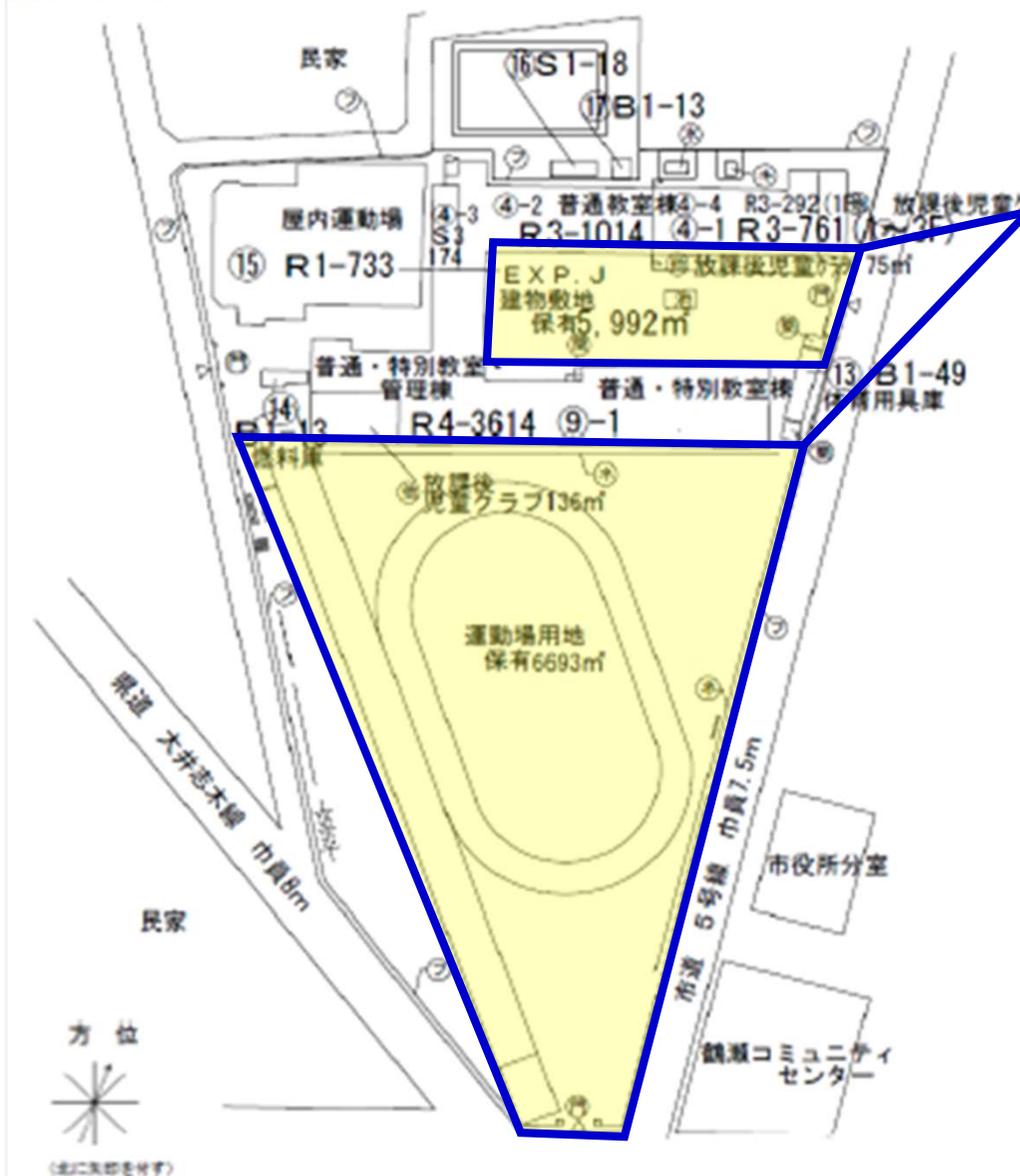
○家族で避難している場合、単一家族であれば、10名程度とする。

○パーティションでの仕切りを実施する。

○個室（教室等）の大きさにより、上記基準が適当でない場合は、避難者運営会議で受け入れ可能数を設定する。

駐車場・グラウンドの活用例

(例) 鶴瀬小学校



避難者が多く来た場合

○教室や体育館に収容できない数の避難者が来た場合、

- ①学校駐車場を使用
- ②協力いただいている民間事業者の駐車場に案内
- ③グラウンド（許可が出た場合）を使用

に車両を駐車してもらい、車中避難に協力してもらう。

サーベイランス用紙

●避難者は①避難所到着時②毎日朝7時及び夕方16時③病院移送時に評価

●スタッフは、就業前後に自己評価

年 月 日 名前

あてはまるものの数字に○をつけてください。

1. 熱（37.5度以上）がある、または熱っぽい
2. 上気道炎症状（咳、鼻汁、咽頭痛など）がある
3. インフルエンザ様症状（全身がだるい、寒気、頭痛、関節痛・筋肉痛など）がある
4. 咳があり、血がまざった痰がでる
5. からだにぶつぶつ（発疹）が出ている
6. からだにぶつぶつ（発疹）が出ている、かゆみや痛みがある
7. 唇や口の周りにぶつぶつ（発疹）が出ている、痛みがある
8. 首がかたい感じがしたり、痛かったりする
9. 下痢便（水のような便、柔らかい便、形のない便、噴出すような便など）が出た
10. 吐いた、または吐き気がする
11. おなかが痛く、便に血がまざっている
12. 目が赤く、目やにが出ている
13. 創などがあり、膿がでたり、赤かったり、腫れていたたり、痛かったりする
14. 味覚や嗅覚に異常を感じる

※以下は、初回評価のみ

15. この3ヶ月間に入院したことがあり「多剤耐性菌(MRSA など）」があるといわれた

16. 抗菌薬を飲んでいる（感染症の治療を受けている）→なに？（ ）

「避難所到着時の避難者の行動」

現在、発熱、風邪症状、倦怠感などの症状がある。

自覚症状なし

自覚症状あり

一般避難者用入口へ

感染疑い避難者用入口へ

職員の指示に従ってください。

○ご自身で検温を実施し、避難者カード及びサーベイランス用紙にご記入下さい。
ご使用しました体温計は、清浄綿で消毒をお願いします。

サーベイランス用紙に該当する項目が1つでもある。

該当なし

該当あり

一般避難者用受付へ

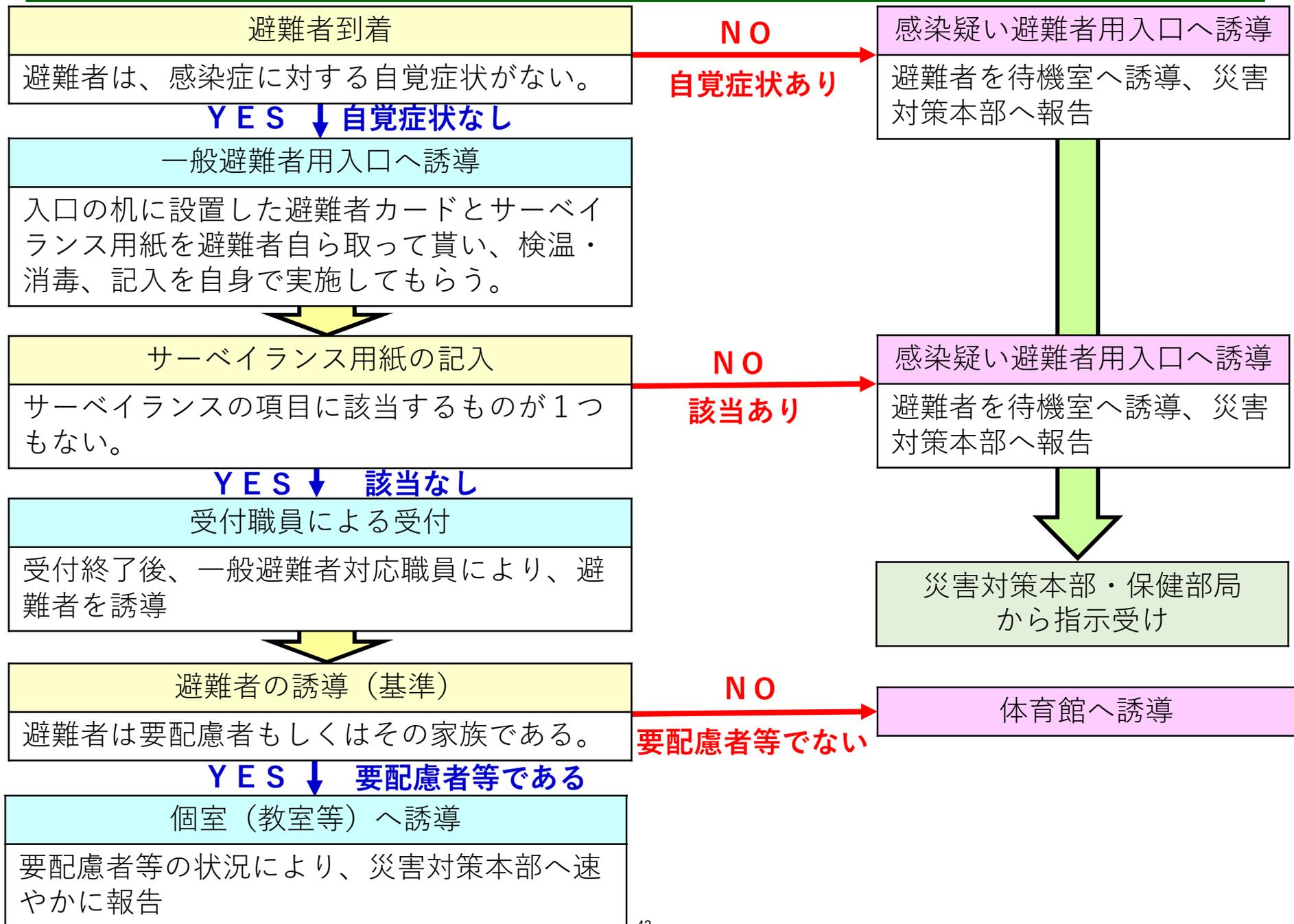
感染疑い避難者用入口へ

受付終了後、避難場所に誘導します。

職員の指示に従ってください。

○他の避難者の方等とのソーシャルディスタンスを確保してください。
○検温や記入、体温計の消毒等は、ご自身で実施してください。
○混雑時は、お待たせする場合があります。その際には、廊下の片側に詰め、間隔を取って並んでお待ちください。ご協力をお願いします。
○受付時の混雑緩和のため、可能な限り「避難者カード」と「サーベイランス用紙」は、避難される前に印刷し、ご自宅で健康状態の確認、記入を実施してご持参ください。

受入れ時の判断フロー





感染症対策

へのご協力をお願いします

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

①手洗い

正しい手の洗い方

手洗いの前に ・爪は短く切っておきましょう ・時計や指輪は外しておきましょう

- 流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。
- 手の甲をのぼすようにこすります。
- 指先・爪の間を念入りにこすります。
- 指の間を洗います。
- 親指と手のひらをねじり洗いします。
- 手首も忘れずに洗います。

②咳エチケット

3つの咳エチケット

電車や職場、学校など人が集まる場所でやろう



正しいマスクの着用



石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

首相官邸 Prime Minister's Office of Japan

厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare

詳しい情報はこちら

厚労省

検索



新型コロナウイルス対策 身のまわりを清潔にしましょう。

石けんやハンドソープを使った丁寧な手洗いを行ってください。



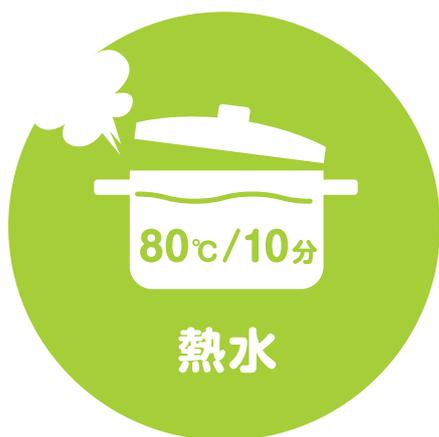
手洗いを丁寧に行うことで、十分にウイルスを除去できます。さらにアルコール消毒液を使用する必要はありません。

手洗い		残存ウイルス
手洗いなし		約 100 万個
石けんや ハンドソープで 10 秒もみ洗い後 流水で 15 秒すすぐ	1 回	約 0.01% (数百個)
	2 回 繰り返す	約 0.0001% (数個)

(森功次他：感染症学雑誌、80:496-500,2006 から作成)

食器・手すり・ドアノブなど身近な物の消毒には、アルコールよりも、熱水や塩素系漂白剤が有効です。

(新型コロナウイルスだけでなく、ノロウイルスなどにも有効です)



食器や箸などは、80°Cの熱水に10分間さらすと消毒ができます。
火傷に注意してください。



濃度 0.05% に薄めた上で、拭くと消毒ができます。
ハイター、ブリーチなど。裏面に作り方を表示しています。

※目や肌への影響があり、取り扱いには十分注意が必要です。
※必ず製品の注意事項をご確認ください。
※金属は腐食することがあります。

参考

0.05%以上の次亜塩素酸ナトリウム液の作り方



【使用時の注意】

- ・換気をしてください。
- ・家事用手袋を着用してください。
- ・他の薬品と混ぜないでください。
- ・商品パッケージやHPの説明をご確認ください。

以下は、次亜塩素酸ナトリウムを主成分とする製品の例です。
商品によって濃度が異なりますので、以下を参考に薄めてください。

メーカー (五十音順)	商品名	作り方の例
花王	ハイター キッチンハイター	水1Lに本商品25mL(商品付属のキャップ1杯) [*] <small>※次亜塩素酸ナトリウムは、一般的にゆっくりと分解し、濃度が低下していきます。購入から3ヶ月以内の場合は、水1Lに本商品10mL(商品付属のキャップ1/2杯)が目安です。</small>
カネヨ石鹼	カネヨブリーチ カネヨキッチンブリーチ	水1Lに本商品10mL(商品付属のキャップ1/2杯)
ミツエイ	ブリーチ キッチンブリーチ	水1Lに本商品10mL(商品付属のキャップ1/2杯)

(プライベートブランド)

ブランド名 (五十音順)	商品名	作り方の例
イオングループ (トップバリュ)	キッチン用漂白剤	水1Lに本商品10mL(商品付属のキャップ1/2杯)
西友/サニー/ リヴィン (きほんのき)	台所用漂白剤	水1Lに本商品12mL(商品付属のキャップ1/2杯)
セブン&アイ・ ホールディングス (セブンプレミアム ライフスタイル)	キッチンブリーチ	水1Lに本商品10mL(商品付属のキャップ1/2杯)

※上記のほかにも、次亜塩素酸ナトリウムを成分とする商品は多数あります。
表に無い場合、商品パッケージやHPの説明にしたがってご使用ください。

3つの密を 避けるための手引き!

- 新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、咳エチケット、手指衛生等に加え、**「3つの密(密閉・密集・密接)」**を避けてください。
- 3つの密が重ならない場合でも、リスクを低減するため、できる限り**「ゼロ密」**を目指しましょう。
- 屋外でも、密集・密接には、要注意。人混みに近づいたり、大きな声で話しかけることなどは避けましょう。

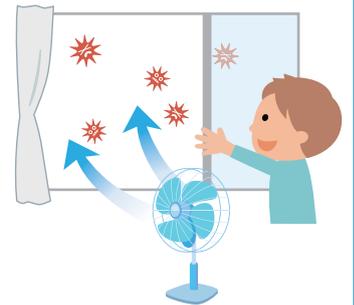


①「密閉」空間にしないよう、こまめな換気を!

「部屋が広ければ大丈夫」、「狭い部屋は危険」というものではありません。カギは「換気の程度」です。WHOも、空気感染を起こす「結核・はしかの拡散」と「換気回数の少なさ」の関連を認めています。

窓がある場合

- ・ 風の流れることができるよう、**2方向の窓を、1回、数分間程度、全開**にしましょう。換気回数は**毎時2回以上**確保しましょう。
- ・ 窓が1つしかない場合でも、入口のドアを開ければ、窓とドアの間に空気が流れます。扇風機や換気扇を併用したり工夫すれば、換気の効果はさらに上がります。



機械換気がある場合

- ・ 窓がない施設でも、建物の施設管理者は、法令により感染症を防止するために合理的な換気量を保つような維持管理に努めるよう定められています。
注)ビル管理法により、不特定多数の方が利用する施設では、空気環境の調整により、一人当たり換気量(毎時約30m³)を確保するよう努めなければなりません。
- ・ したがって、地下や窓のない高所の施設であっても、換気設備(業務用エアコン等)によって換気されていることが通常のため、過剰に心配することはありません。
- ・ しかし油断は禁物です。換気量をさらに増やすことは予防に有効です。冷暖房効率は悪くなりますが、窓やドアを開けたり、換気設備の外気取入れ量を増やしましょう。また、一部屋当たりの人数を減らしましょう。
- ・ 通常の家用的エアコンは、空気を循環させるだけで、換気を行っていません。別途、換気を確保してください。また、一般的な空気清浄機は、通過する空気量が換気量に比べて少ないことから、新型コロナウイルス対策への効果は不明です。

乗り物の場合

- ・ 乗用車やトラックなどのエアコンでは、「内気循環モード」ではなく「**外気モード**」にしましょう。
- ・ 電車やバス等の公共交通機関でも、**窓開け**に協力しましょう。



②「密集」しないよう、人と人の距離を取りましょう!

• 他の人とは互いに手を伸ばして届かない十分な距離（**2メートル以上**）を取りましょう。

• スーパーのレジなどで列に並んでいるとき、前の人に近づきすぎないように注意しましょう。

• 飲食店の座席では、**隣の人と一つ飛ばしに座る**と、距離を確保しやすいです。

また、真向かいに座らず、**互い違いに座る**のも有効です。

店舗の責任者は、椅子の数や配置を工夫して、十分な距離を保ちましょう。

• エレベーターでは、多くの人が密集しがちです。混みあっているときは、一本遅らせましょう。また、健康のためにも、階の上下には階段の利用に努めましょう。

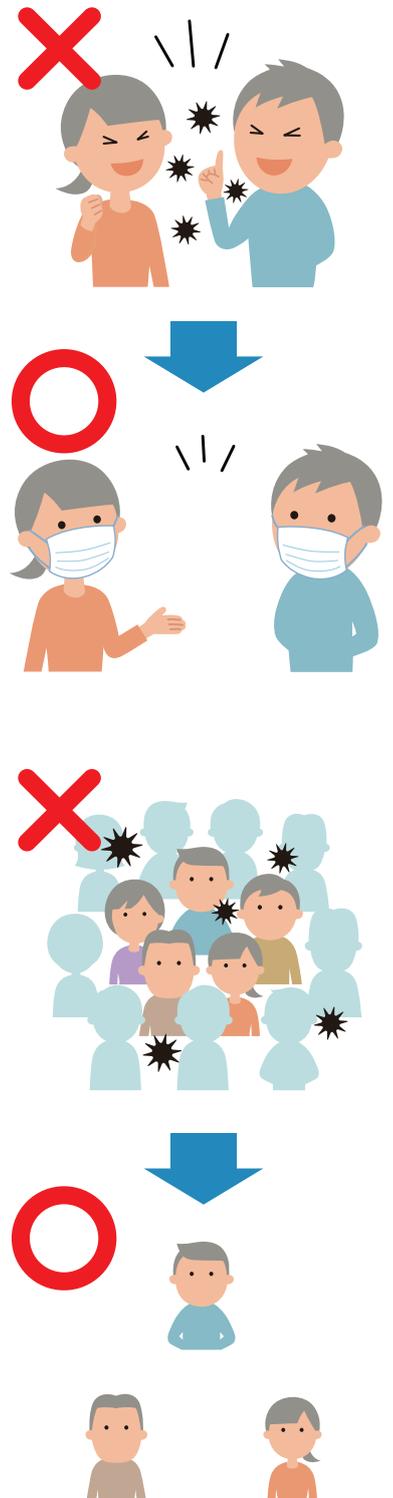
• 職場は、工夫してテレワークへ転換しましょう。導入に向けた支援策もあります。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html#hatarakukata



③ 「密接」した会話や発声は、避けましょう!

- 密接した会話や発声は、ウイルスを含んだ飛沫を飛び散らせがちです。WHOは「5分間の会話で1回の咳と同じくらいの飛まつ(約3,000個)が飛ぶ」と報告しています。
- 対面での会議や面談が避けられない場合には、**十分な距離を保ち**、マスクを着用しましょう。
- エレベーターや電車の中などでは、距離が近づかざるを得ない場合があります。**会話や、携帯電話による通話を慎みましょう**。
- 飲食店では、マスクを外す時間が長くなりがちです。外している間に飛沫が飛ぶことを抑えるには、例えば多人数での会食のように、大声にならざるを得ない催しは慎みましょう。家族以外の多人数での会食などは避けましょう。
注)「多人数」とは10人以上を想定していますが、なるべく少ない方が良いです。
- スポーツジムなど、多人数かつ室内で呼気が激しくなるような運動を行うことは避けましょう。
- 喫煙も、近くにいる人との「密」に、ことのほか注意して下さい。



テント番号カード

(自宅療養避難者保管用)



テント番号カード

(テント掲示用)



自宅療養避難者のみなさまへ ～避難所ルール～

- ・お渡ししたテント番号カードと同じ番号のテントに避難してください。
- ・トイレなどの場合を除き、テントの中でお過ごしいただき、施設内の他の場所には行かないようにお願いします。
- ・急に具合が悪くなった場合やお困りごとがある場合は、部屋の内線電話を使って事務室に連絡してください。
- ・みなさま全員にお知らせがある場合は、館内放送でご連絡します。
- ・付き添いの方は、自宅療養者の方と隣同士のテントでお過ごしいただき、他の方との接触は避けていただくようお願いいたします。